

婦人少年者

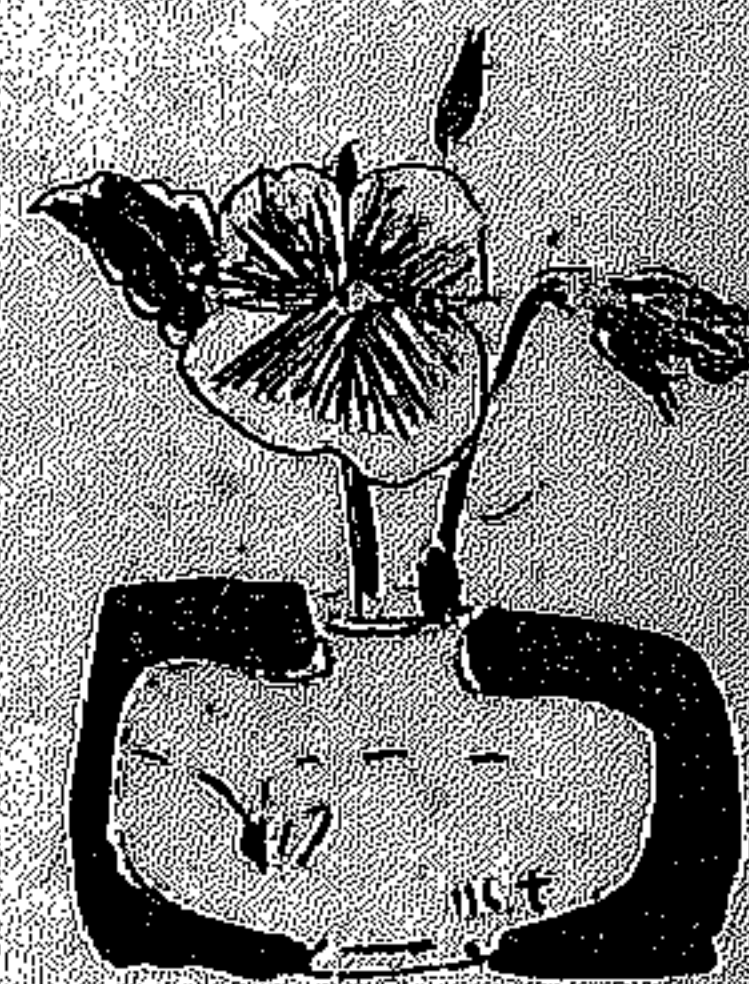


III. Tachibana

34

◆ 家庭内職の諸問題

婦人少年協会



家庭内職の論理

氏 原 正 治 郎

家庭内職について、なにか理論的なことをかけ、というのが、編集部の注文である。だが私は、家庭内職に、論理と称するものがあるかどうか、疑問におもっている。

なお第一に、家庭内職という用語は、非常に普及している。だが、それがなにかとひらきなおつてきかれると、その解答は、かならずしも明らかではない。たとえば、労働省婦人少年局が行つた家庭内職の調査によれば、家庭内職とは、つぎの二つの場合である。一、「製造業者、仲介人、授産施設、直接生産者等から、作業に必要な機械器具、原料、材料等の全部または一部の提供を受け、自己の住居又は自分の選んだ作業場で、単独に若しくは家族と共に、加工又は製造し、その製造業者、仲介人、授産施設或いは加工、製造を依頼した消費者等に納入して、加工賃を得るもの」二、「原料、材料

者 年 少 婦 人 と

全部又は一部を自ら購入し、自分の住居又は自分の選んだ作業所（工場又はその製品を販売するための店舗以外の場所）で単独に又は家族と共に加工又は製造し、その製品を自分で店舗を構えずに販売するもの」である。ところで、読者は、この定義がいわゆる家庭内職よりもかなり広い範囲のものを包含していることにすぐ気が付く。

一の定義にあたるものは、経済学的には、資本制家内労働と呼ばれるものである。それらの家内労働者は、直接資本に雇用され、その作業場で、使用者の指揮監督を受けながら、労働するものではないが、問屋・製造業者と家内労働者との経済的関係は、通常の資本・賃労働の関係を類似であつて、ちがいは、間接的な監督のもとに家庭で作業を行うだけである。そしてその加工賃は、一般の賃金法則の支配を免れない。その意味で、この人たちは事実上の賃金労働者なのである。また、二の定義に入るもの

は、一種の独立の家内工業で、前者とはその性質が全くちがつている。だが、現在、支配的であり、かつ重要なものは、前者である。なぜなら、資本制家内労働とは、旧来の家内工業形態が、資本制社会で解体再編成されたものにはかならないからである。そうしてみると、労働省の定義は、資本制家内労働および家内工業の定義ではあつても、とくに家庭内職の定義とは称しがたい。

そこで、家庭内職を資本制家内労働の一形態としてとらえようとする見解がでてくる。従来の研究の中、理論的にもっともすぐれている大阪市立大学経済研究部の調査報告等は、その例である。この報告書は、家内労働を専門的、副業的、内職的の三つの形態にわち、内職的家内労働の特徴として、一、著しい浮動性と不安定性、二、その労働力の基本性格として、「被救恤窮民を構成する不具者、病弱者、未亡人、窮乏児等を吸収すると同時に、他方では現役

労働者の全般的低賃金と下層生産階級の転落を支える必要に促進されながらも家庭内に拘束された家族労働力」を指摘している。この定義は、いわゆる家庭内職の現実をもつとも忠実に示しているものである。

者 年 少 婦 人 と

しかし、ここでも若干の疑問がないわけではない。なお第一に、労働の浮動性と不安定性は資本制家内労働のすべてにつきまといつていて性質であつて、とくに内職の形態に特有なものだとは称しがたい。第二の疑問は、労働力の基本的性格から、果してとくに内職労働を区別することができるといふことである。いま、試みに、前記研究書が、専門的家内労働の労働力的特徴としてあげているものをみると、「世帯主を先頭とする家族労働力、さらに雇用労働を伴つて継続的全面的に雇用されている」ということである。もしも、専門的、内職的の区別がかかるものであるとするならば、その区別は、事実上、つけがたいことにならう。たとえば、既製服加工の場合であつても、それがたまたま男子世帯主によつて行われるときには、専門的となり、女子世帯主（未亡人）の場合には、内職的形態ということになる。そのいずれであつても、家族労働力、さらに雇用労働を伴つて継続的全面的に行われていることは、珍しいことではない。また、これが家庭の主婦によつて行われる場合であつても、内職という言葉のニュアンスよりは、専門のそれにはるか近い場合が多い。さらに、男子世帯主が中心になつて、女子雇用労働を伴っている場合に

は、前者は専門的、後者は副業的となり、金銭としてみれば、混合形態だということになる。このようにしてみると、家内労働における専門的、内職的を区別することは、事実問題としてむづかしい。ここで、もしも家庭内職をとくに区別するとすれば、家内労働の中、男子によつて行われる場合ではなく、女子とくに家庭の主婦または未亡人によつて行われる場合を、とくにこのように区別することになる。いいかえれば、労働に区別があるのではなく、たまたまそれを伴うものが、男であるか女子であるかである。数多くの内職調査も、この定義を暗黙の前提にしているようにみえる。だから、内職調査の結果をみると、ほとんど例外なしに、内職労働家庭が、男子に比べて女子が圧倒的に多いこと、女子の中でも、年齢の相対的に高い家庭の主婦（賃金労働者または下級俸給生活者の）または未亡人が多いことを示している。だが、同様の労働にしたがつている男子が決して少ないわけではない。

私が、以上のように、家庭内職という用語のせみさくをしてきたのは、なにも街学のためではない。実は、つぎのことを指摘したかつたからである。第一には、家庭「内職」という用語にまつていふさまざまなニュアンスにもかかわらず、その問題性たとえば低賃金、不安定性、中間搾取などの純粋の中味は賃金労働の特殊問題すなわち資本制家内労働問題だということである。このかぎりでは男子でも女子でもまったく同じである。第二には、それが男子の

とらえて、「内職」という用語は、純粋の賃金労働とは異質的なさまざまなニュアンスをもっている。その核心的な部分は、「本職」にたいする「内職」である。これは、二つの意味をさうである。

第一には、「本職」が、その労働に、一日の時間の大部分を捧げ、専心それにしたがうのにたいして、「内職」は他に「本職」があり、それにならして片手間仕事だということである。女子家内労働がとくに「内職」と呼ばれるのは、女子が他に「本職」すなわち家事を担当しているという社会的通念が存在するからにはかならない。もちろん、それは通念だけではなく事実でもある。一般に、女子の労働日数や労働時間等は、男子のそれより少ない。また、女子の内職労働は、一般的には、それほど訓練を必要としない、その意味で誰にもとつき易い不熟練労働分野が、洋服、編物のような家事労働類似の作業である。これらは、この事実関係を示している。だが、私がここで指摘したいことは、觀念として「内職労働」が半端仕事であり、事実として、不熟練労働であるとしても、実際に、それに止まることができないということである。問屋やメーカーにしてみれば、それが工場労働の製品であらうと、内職労働の製



アメリカの内職

大羽綾子

ニューヨークの高級婦人服店のショーウィンドーには上から下まで手編みレースの夜会服がスイス製、何百ドルとしてかざられています。デザイナーもさることながら、レースが手編であるというので値うちがあるようです。日本でもできそふだなど、よいず、を持ちながらますしい、故国の内職者たちの顔を思いうかべたのを、同行のニューヨーク人は気がつかないようでした。又、ある日は、フロードウエイからちよつとはいつたところに手工芸専門店をたずねました。店とはいふものの手工芸家協会とでもいうもので、生産者が自分で値段をつけて直接、委託販売をしているところです。私どもの目からみたら、まことに不細工で芸術的にもみえない陶器やら、かご、壁かけ、服飾品などが高価な札をつけて、美しくならんでいます。オートメーション時代にはいつて高度に合理化されているアメリカでは、かえつて、手でこしらえたもの

の理由に、いわゆる内職労働者が家計補充や小遣がせきの内職的要求しかもたないからである。これは、なにも内職労働者だけにいえることではなく、女子雇用労働一般についてそうである。内職低賃の問題は、実は女子工場労働者の問題と直結している。内職工賃の低さは、しばしば中間搾取のせいになされている。なるほどこれは、低工賃の主要な原因の一つであるが、中間搾取の排除が全部内職労働者の利益となるとはかぎらない。多くの事実が示しているように、その利益の多くは、メーカーの手に帰する。内職工賃の法則からすれば、それがむしろ当然である。ここでもまた、とくに「内職」の賃金が問題なのではなく、一般に女子の低賃金が問題なのである。

三

私は、冒頭に果して「内職労働」の論理というふうなものがあるか疑問だと考えた。その意味は、いわゆる内職労働のどこを洗つてみて、それがとくべつの範疇を形成するとは考えられない。それは家内労働における女子の問題ではないということである。だから、女子の家内労働をとくに「本職」にたいする「内職」と呼び、特別の解決を求めようとする態度、または女子労働者自身がその觀念している「職業的モラル」にこそ、問題があると考える。女子労働について、進歩的見解をもっている人たちは、さう「内職労働」は、男子の低工賃の結果で望ましくないとされている。ところが、同じ人

の理由に、いわゆる内職労働者が家計補充や小遣がせきの内職的要求しかもたないからである。これは、なにも内職労働者だけにいえることではなく、女子雇用労働一般についてそうである。内職低賃の問題は、実は女子工場労働者の問題と直結している。内職工賃の低さは、しばしば中間搾取のせいになされている。なるほどこれは、低工賃の主要な原因の一つであるが、中間搾取の排除が全部内職労働者の利益となるとはかぎらない。多くの事実が示しているように、その利益の多くは、メーカーの手に帰する。内職工賃の法則からすれば、それがむしろ当然である。ここでもまた、とくに「内職」の賃金が問題なのではなく、一般に女子の低賃金が問題なのである。

品であらうと、同じで、品質についても、作業量についても、要求は同じである。たとえは、作業量についてみれば、家事の片手間にいつてもやればよいというものではなく、納期にたいする要求はきわめて厳格である。それは家事を犠牲にしても、守らなければならない。実際には注文量に変動が大きいから、それによつて家事や余暇や睡眠などの生活がいちじるしく混乱させられるのである。内職労働者にとつてはその全生活の中で、内職労働がまずなによりも優先せざるを得ない。また、製品の出来栄について、同じで、内職だから、男の専業者より悪くてよいということはない。一定の規格にあつたものでなければ、合格しない。さうして、このような条件をみたさない主婦たちは、内職労働者としても、解雇されるのである。ここで働いているのは、冷厳な資本制生産の法則である。いいかえれば、家事の片手間に行う内職であつても、それが資本主義の仕組みの中に入りこむと、好むと好まざるにかかわらず、「本職」にならざるを得ない。だから、内職労働者は、ほとんどといつてよいほど、その仕事をかえることはできない。転々と仕事をかえる人たちは、内職労働者にもなれない人たちである。私は、内職地帯を歩くときによつても、これは各家庭に分散する「工場」であつて、「内職」という語感をもつ雰囲気とはいもじろしくちがつたものを感じる。また、永年内職幹旋事業に尽瘁した特志家と、彼が組織した内職地帯を歩いたことがあるが、私が感じたことは、彼が、その主義

が女子の雇用分野への進出を望ましいことだとしている。これは論理上の矛盾ではないか。女子の家内労働であつても、日本的に特殊な女子労働の職業労働化以外のなにものでもない。なかなかすぐ戦後はそうである。今日、当面している問題は、この労働分野が独立の職業として確立されず、それ故に、あらゆる保護法規から締めだされていることである。こう考えてくると、今日の内職労働へのアプローチの仕方がは

——アメリカに内職があるか——

つぎりしてくる。その根本はいうまでもなく、女子家内労働者の職業意識すなわち公正な労働にたいする公正な賃金の欲求を高めることである。だが、孤立分散した家内労働者には、それは望むべくしてむづかしい。たとすれば、それを側面から援助する方法をとることである。たとえば、同一地方、同一業種について工場労働者、家内労働者をとわず、また男女をとわず、工賃の決定方法と工賃表を公開し、工賃問題を

ニューヨークの高級婦人服店のショーウィンドーには上から下まで手編みレースの夜会服がスイス製、何百ドルとしてかざられています。デザイナーもさることながら、レースが手編であるというので値うちがあるようです。日本でもできそふだなど、よいず、を持ちながらますしい、故国の内職者たちの顔を思いうかべたのを、同行のニューヨーク人は気がつかないようでした。又、ある日は、フロードウエイからちよつとはいつたところに手工芸専門店をたずねました。店とはいふものの手工芸家協会とでもいうもので、生産者が自分で値段をつけて直接、委託販売をしているところです。私どもの目からみたら、まことに不細工で芸術的にもみえない陶器やら、かご、壁かけ、服飾品などが高価な札をつけて、美しくならんでいます。オートメーション時代にはいつて高度に合理化されているアメリカでは、かえつて、手でこしらえたもの

解決すると同時に、賃金意識を高めること、同様に作業量の統制機関を設けて強制的な過度労働を統制させること、家内労働者を登録制にし社会保険を適用すること、家内労働地帯に、教育施設を含む総合的な福祉センターを設けることなどである。これはいうまでもなく家内労働の職業化の方向である。これによつても、言葉の純粋な意味の内職はなくなる。だが、それは別の問題である。(一九五六・四・三)

の珍重されていることがこんなところにも感じられます。

しかし、このような「高級」な手工芸品は別として、安物を生産する方法としての内職は、今のアメリカの産業の中でどうなっているでしょう。これをさぐつてみることは、高度に工業化の発達した場合、内職という生産法は、果たしてすつかりなくなつてしまふ性格のものであるかという問に対しての一つの答にもなりそうです。

五円か十円で子供たちが手にいれる駄菓子やおもちゃをはじめとして、下駄、手袋、シャツ、電球、封筒、ブラッシュなど私たちの身のまわりの品物で、内職の手にかからないものはほとんどないといつてもよい程の日本からみれば、もちろん、アメリカの内職などとはとるに足らぬほどのものではあります。内職が全く行われていないというわけでもありません。手袋、衣服、編物、ボタン、バックル、ハンケチ、ししめ、人造宝石などはつい十五〜六年前ま

では、かなり、内職で加工されていたもので、又、戦時中から、人手不足を理由に衣服、靴下、ネクタイ、服などに内職者を使用したいという業者もふえてきたし、新しい傾向としてタイプ印書や宛名書きを内職に出したいという希望があるということです。私自身も、ネクタイの内職業者をサンフランシスコで、又、ボストンではタイプ印書の業者を、南部のアラバマ州では人形などの内職者を訪ねて、たしかに、まだアメリカにも内職がのこっていることを足でたしかめてきました。

—内職は工場生産とともにじまつた—

内職がアメリカでさかんになりはじめたのは、大体、今から百年前一九世紀の半ば頃からで、機械の移入によつて、家庭で生産されていたのが工場生産に移されていった頃までさかのぼることが出来ます。業者は工程の一部を労働者の家庭で製造させる方が利潤があがると考えました。その頃、婦人服などのかさばりにつける精巧な手芸は、ヨーロッパから移住してきた婦人たちの内職となりました。彼女たちは英語がしゃべれないので工場で働くことができない、その特殊技能であるししゅうやレース編みなどの内職をしたがりました。工場の賃金水準をしらないのでお互にせり合ひでやすい賃金で下請をしました。こうした内職は特に競争のほげしい季節的産業である衣服製造業にさかんでした。大都市の移民の居住地域には、棟割長屋が広がりましたが、業者はこの貸家の地主となり、

家賃をとりたてると同時に、その店子に内職を出して、低い賃金と長時間労働でしはれるだけしほることを覚えしました。五、六歳のあどけないう子供たちが、母親と一緒に、ボタン付けや糸くりの内職に、夜となく屋となく捲取されたのもこの時代です。

ニューヨーク市はバリーについて世界の流行の中心地ですが、その頃から全国の被服製造業の中心地だったので、内職もまた、一番よく行われていました。工場製の洋服の出現は、かならずしも内職をへらす結果とはならず、生産の増加とともにかえつて、裏づけ、ボタンの縫い、裾ぐけなどの仕上げ工程が低賃金の移民の内職として出されるようになりました。洋服製造業は当時、比較的小資本でもはじめることができたので、競争がはげしく、工場設備を拡充するより、内職に流して、そのさく取の上により多くの利のゆんを得ようとしたのです。又、季節的な企業なので、忙しい時期がくると、下請がら下請へ、下請から内職へと仕事を回して、これをさきめけようとした。言葉も不自由で住居も業者におさえられていた移民内職者たちにとでも有利な契約ができるわけがなく、低賃金・長時間労働に苦しめられ結核が軒から軒へとまんえんしました。この惨状に對して、まず内職反対ののろしをあげたのは消費者組合です。内職者の手がけた製品が伝染病のはいかいとなる危険があるという苦情が、ニューヨークの保健所に何年かつづけて持ちこまれてきた。この組合では、よい労働条件の工場の製

品に對して、消費者同盟証をはることにしていましたが、内職者をつかっている工場にはその証をはらせないことにしました。これが今から七、八十年前のことです。

—アメリカの内職は法律で制限されている—

アメリカの労働史の中で内職は最も暗黒なページであると云われており、内職者は最もひどいさく取の對象であるとされてきました。しかし現在では、連邦法によつても州法によつても、内職を制限しているところ、内職を撲滅しているところがあります。

第一に、一九三八年に制定された現行の公正労働基準法で、最低賃金と労働時間の基準が一般の雇用労働者と同様、内職者にも適用されることとなつており、児童労働も禁止されています。現在、米連邦の最低賃金は一時間あたり一ドル、労働時間は一週四〇時間、これをこえると五〇パーセントの割増賃金を支払うことになっていきます。

又、同じく、公正労働基準法にもついで、現在では、最も内職者が多く、その弊害の著しい次の七業種に對して、原則として内職を出すことを禁止しています。宝石（入道）、手袋、メリヤス編外衣、婦人服、ボタン及びバックル、ハンケチ、ししゅうがそれです。ただ例外として、不具障疾患、病人のある家庭のもの、規則整効当時、内職に従事していたもの、各州の身心障害者職業訓練機関で働いているもの

及び利益を目的としない保護作業場で働くもので、監督官庁に届出して許可を受けたものだけに内職をさせることができます。しかし、この連邦法は各州の間で取引される企業についてだけ適用されるようになっていたので、その上に各州ではそれ／＼にあさ／＼しい洲法で内職を制限しています。ニューヨーク州などは、更に禁止業種のはんいを広くし、全業種に對して、内職許可を必要としています。

—なぜ、アメリカでは内職を制限しているか？—

このように内職を制限したり、禁止したりする法律がなぜ必要となつたかというのを考えてみると、大体、次の四つがあげられます。

第一に公衆衛生的な立場から消費者をまもることです。前にもかいたように、アメリカで内職に對する批判の聲があがつたのは消費者の間からでした。一八八四年にニューヨーク州で葉巻その他の巻煙草の内職を禁止する法律がきめられたのも、民衆の要望にこたえて、公衆衛生の立場から考えられたことです。

第二には、一般雇用労働者の労働基準引下げの防止です。内職に反對して、法制定を促進したのは、ひとり消費組合だけではありません。労働組合の努力と協力があつてついていたことも、そのがすことのできない事実です。アメリカの被服労働組合同盟は一九一四年に男子服製造工の組織化に成功すると間もなく、一九一八年の大会の決議で、内職の撲滅運動を起すことと、

労働協約の内中に職禁止の条項をいれるように努力することを決議しました。そして早くも、一九二〇年には一事業所の協約の改定にその条件が入れられました。現在でも、全国被服製造者協会と同労働同盟との間に結ばれている労働協約中に「いかなる使用者の仕事も労働者の家庭で行はせてはならない」と規定しています。労働組合が自分の組合員の利益のために、より悪い労働条件で働いている内職者をなくそうとしたわけでは、

第三には、内職者自身の安全と衛生をまもり、労働条件を向上させること、児童労働の防止をあげることもできます。これは、人道上の問題でもあり、くどく説明の要もない程、明白に必要なことです。

第四には、業者間及び各州間の企業の公正な競争の維持をしようということ。公正な取引ということは今日のアメリカの経済の中で非常に重要な要素となつていく精神です。内職業者がよりやすいコストで商品を生産すると、工場生産だけでやつている業者を圧迫することになるから、内職は公正な取引を害するといふ考え方がです。

国中がこう／＼と機械の音をたて、動いているような能率の国、アメリカにもまだ、内職が幾分でものこつており、これに頼つて生活している人々があり、又、内職に出して利潤をえようと考える企業者がまだ存在していることは、とに角、私にとつて一つの憂戚であつたことは事実です。（労働省婦人少年問題人労働部長）

夫君推薦状

東京婦人少年連盟では、今年の婦人週間に「東京会議」に女性だけでなく、男性の議員も参加してもらうことにしました。ところが、ある女性から、ぜひこの男性を出席させてほしいという、次のような推薦状が舞いこみました。

「男世側の出席者として、左の人物を推薦いたしたく存じます。

〇〇〇〇（五十二歳） ×××株式会社理事

東大工学建築科卒業

私の夫である彼は、割合に民主的な考えを持っています。時折封建性をあらわして、いばります。彼は、自分の妻以外に、彼の知らないいろいろな考えをもつた、沢山の女性があることをよくわかつていない様子です。もし都合よく婦人會議に彼を出席させていたことができたならば、彼のためにも、我が家のためにも、また社会のためにも、大後、しあわせなところだと思います。」

この男性が會議員に選ばれたことはもちろんですが、どうして自分が選ばれたのか皆目わからず、大変不思議に思っているが、夫である彼は喜ぶので會議に出席しました。そして、なかなかよい発言をされたところ、これは高崎市長の語です。だが、この旦那さまは、奥さんが期待したようなよいおみやげを沢山家庭に持ち帰られたこと、かばなから、この幸福そうな一家を、おうちやみしている次第です。（A）



内職あれこれ

今沢正躬

江東方面のある授産場でこんな風景をみた。ほとんど白髪のお婆さんがオモチャの自動車を五つずつ集めてポリエチレンの袋につめて置いているのだが、なかなか手先がうまく運ばない。

「お婆さん、これで一日どのくらいになるの？」

「さあね、私にはよくわかりませんや」

恐らくこのお婆さんにしてみれば、こんな簡易科の仕事でどんなにつめてやつたとして知れたものかもしれないが、大置一間に家中のものが頭つき合せているうづとうしさを、こういうところ

で無心に手を動かしていれば時にはみんなどグチ話もこぼしあつて気も晴れるだろうし、それが楽しさで通つてくるのかもしれない。いやそうじゃなく、お婆さんにしてみればこんな物憂い仕事には耐えきれないのだが、嫁に追いつたてられて、わずかの食扶持を入れるためにやつて来ているのかもしれないとも思えてきた。それはともかく、

よく眺めてみると、このお婆さんの年輩の人たちだけではない、もつと若い人たちの表情や動作にも何となくやりきれないような物憂さが漂っているのに気がついた。おしやべり一つするでなく、黙つてカサコソ手を動かしているが、どこにリズムめいた響きもない、いつたつたか、以前に山の手のある授産場で縫製品の作業場をのぞいたことがある。ここでは目の回るように忙しいスピードで服が縫われて行くのに、それでも明るいハズんだ話声がきかれたし、騒音の中に一つ一つのミシンがリズムをかき立てているように、生き生きとした意欲が感ぜられた。

なるほど仕事というものが生活態度にまでこんな変化を与えるものだなというのをその折にもふと感じた。単純な封筒ハリをしていて心が落ついてきてなどというのは重刑囚などの、少くとも食うことに心配のないという点ではもつと恵まれた人々をとりあげ

てははいえるかもしれないが、内職をやる者にとっては仕事で自体が扱われることの薄い上、いつのまにか張りつめた心をゆるめてしまふような作用をもっているのかもしれない。あのお婆さんだって、いつも仕事にどりがかる時には、スピードを上げて、さあ今日は何ダースと励みをつけてはじめるのかもしれないが、いつの間にか物憂い情性にとりつかれて手が鈍つてしまふのだから。

こんな理屈は作業の心理学ではイロハに進まないが、私にはちよつと考えさせるものがあつたのだ。資本主義の世界では分業、仕事の細分化という方向に進んでいるのはご承知のとおりでことに大企業になるほどこの傾向は著しい。ところが内職では、最も幼稚な初步な簡易科の方面でやつていて仕事者が、ちよつとベルトコンベヤーに乗つてくる組立作業の一つを取上げたような実にカンタンな動作の繰返しに過ぎない。コンベヤー作業の方だって単純魔(マ)にとりつかれて、ともすると手が鈍るうとするが、ベルトに絶え間なく監視され、追立てられるのである。輸出手袋屋さんできいた話だが、精巧なシンジュウをこしらへて一日二対がやつたというものよりも、たとえ収入が少くても一日「ダース」という仕事の方がはるかに好まれるのだそうだ。女性には、手を休めてふと出来上りを見て楽しむ、そこが楽しみだ。

しむ、そこで気分を新たにしようと思ふ、という心理が特に働くものらしい。授産場でもミシン科の収入がトツツになるのは当然な話だけれど、単に技術的な巧みさが他のものよりも要求されるという点に以外に、強制的な組立ての興味の仕事の能率を推進させている力が大きいということも考えないといけないのかもしれない。

○

内職の話は何かの形で新聞に載せてみたいと考えてあちこち歩いてみた。従来でも時折の解説としては内職の賃金の安いことや仕事のないことなどが例の如く取り上げられていたが、継続的な紹介記事としては雑誌以外にはあまりやつていないので、読者の要望も多いし、思い切つてやつてみた。ところが面白いことに、内職の紹介や授産場の仕事に現在直接につづかつている人たちは内職記事をあまり書いてもらいたくないという。はじめは私はどうして解した。新聞で書き立てられると少い内職の発注源をみんながわつと二度に押寄せて折角今までありついていた人々から仕事をとり上げられてしまふし、まいが、工賃にしても競争して値下げをされる危険があり、下手に安い工賃を書かれるとそれが標準工賃になつてしまつて安い工賃がこれまた値下げされるかもしれない。——とところがよく聞かされてみると、こういう心配もないはず

夫に待つほかないと思つてゐる。やたらと成功した例でポロもうけの熱をおり立てるのはよくない。むしろ失敗談の方がましだともいえる。

○

内職の話は工賃が安いということにはじまつて終る。ではどうしたら一体工賃を上げられるだろうか。問屋がやり過ぎるのだといつてもそれだけでは何の効果もない。日本の工業は大企業から中、小企業へ、中小企業から末端の家内労働まで次第に上から下へとシワを寄せて来ていることは將軍がイバれば、トパチリを受けて最後は馬がヒドイ目に合うのと同じことで、現在の機構では何としても仕方がない。一番弱い者が固結して不当な圧迫に対抗するだけの力をもたないといけない。よく内職者が組合のようにまとまつて仕事をうける態勢をととのえるというけれど、それは仕事のロスを省く上には役立つ。労働条件を高める上には大して役に立たないと思う。

現在の状態では結局、公共施設がもつと拡充されて、そこに内職者が結集して発注者側に當つて行くといふことが一番やりやすく合理化されやすい方向ではなからうか。仕事は授産所なり、あつせん所なり、相談所なりでもらう。そういう機関はお互に連絡をとりつて一つの公定価格みたいなものを作つて行く。発注者側にしても感心く

こうなれば必ず歓迎すると思う。お互に発注者側、受注者側がもつと組織化されるべきである。最低賃金法や内職労働法を作つても、現在のような野放し状態ではそういうものがとても満足に行われるはずはない。自治体側で施設を拡充して受入れ態勢をととのえて行くなら、目に見えて条件が改善されるはずだ。少くとも最近の東京都の授産場などは輸出賃気もあるが、一、二年前に比べると相当の活況を呈している。家庭で街の業者から仕事をもらつて一日五十円、百円の低収入を稼いでいる人たちに比べれば、朝に恵まれていて、授産場を拡充しなくとも、単に内職情報を知らせるところだけでも相当の効果があると思ふのだが、それすらはなはだ不十分な現状である。内職指導所が東京都だけ所管争いから予算が組まれずに立退けになつていっているのは実に醜態だといつていい。五、六名ばかりの職員で内職指導所を開いても、内職相談で一杯で、実際に内職のあつた旅をやるまでにはどの程度手が回るか知らないけれど、それにしてもこれが目に見えて刺激を与えて、内職指導所にもだんだん拡つて行くに違いないと思う。今の日本では内職に対する婦人の啓蒙などは後の問題で、まず何よりも公共団体がより高い賃金を仕事を回してやる。仕事をさせてやる、いつた方向に自ら率先して網を拡げて、

★

犯罪防止の苦申案を讀んで

四月十一日の東京新聞で、平林たい子氏は、犯罪対策審議会が政府に答申した法律案について大要次のような感想を述べている。「全体として世にない寛刑主義である。はじめに掲げている全体として、科せらるべき刑は、既存の関係法規の刑罰規定と均衡を失しないものとする」といふのは、人間を商品とするこの種の業者が重罰を科せようという世論を反駁しているのだから、こういう答申案を押し切つた人々の、問題全体に対する精神の在り方を簡単に説明している。個々の条項に入ると、その光景はさらに顯著で、法網の粗雑さも露骨である。「大小の抜欠にもまざる大抜欠は、女が自分で自発的に行く売春行為自体を『有力な反対意見があるから』という理由でこの法案の対象から外した」とである。このアイデアはそのもの見かけはヨーロッパ風だが、日本の条件のもとにおくと、その売春婦の傍に必ず存在する間接人形或の売春人の搾取を見送ることになり、その一面目だけで、その法案の、あまりに危険な面が露になる。」

はじめに

先日、五府県に設置された内職公共職業補導所をたずね、管内の内職事情などをお聞きした。本事業の紹介をかねて、見たまま、聞いたままのあらましを述べてみたい。はじめに、内職公共職業補導所（以下内職補導所という）について解説いたします。

内職補導所は、三〇年度、はじめて設

内職公共職業補導所をたずねて

伊藤 俊子



けられた内職専門の行政機関です。最近内職をもとめる人がいかに増加しているかが、内職補導所は、このような人たちの相談にのり（文書、電話、関係機関をとおしての間接相談も受けける）、その事情によつて、適当な内職業者、内職施設、授産所などに就労することをお勧めします。——ちやうど職業をもとめる人が公共職業安定所で就職の斡旋をうけるのと同じように——

そのほか、内職補導所は、内職に関する総合援助の趣旨によつて市広の活動領域をもつていますが（設置要綱抜粋参照）、従来、内職は「行政の管轄」といわれ、内職あつせんにかぎられていたことからみれば、まさに画期的な行政機関といえます。

昭和三十一年度には、さらに三か所増設されますが、内職をする人たちの大部分は婦人であり（婦人少年局調査「家庭内職の実情」参照）婦人のための職業対策の二環としても、内職補導所の今後の活動には、大きな期待がよせられています。

内職公共職業補導所設置要綱（抜粋）
目的 家庭内で働くことの困難な未亡人・主婦・身体障害者・高齢者等を対象として、内職にあつたための便宜をはかることと、内職に関する諸般の援助を行うことを目的とする。

設置場所 東京・大阪・愛知・福岡・神奈川とする。但し、福岡・神奈川は「働く婦人の家」に設置する。

事業内容

内職に関する相談、斡旋と事情処理、
内職工資の調査・相談、
内職の把握と内職情報の提供、
内職に関する巡回指導、
国庫負担金

本施設の運営に要する経費の一部は国庫においてこれを負担する。

東京都内職公共職業補導所

——豊島区東横 落成会内——

東京都の内職補導所は、まだ本格的な店開きをしていませんが、都庁労働部では新年度に相談を開始する予定で、準備をすすめていますので、近く内職者の期待に添うことができそうです。

東京都の内職の実情については、一昨年婦人少年局で調査しましたが、東京都二三区内には推定一〇万の内職世帯があり、約一〇世帯に一世帯は内職をしていて、約一〇世帯に一世帯は内職をしていないことがあきらかにされました。しかも内職をする層も、地域も、戦前にくらべていかにひろくひろがっていることが注目されます。

また、この調査の過程で次のような要望が切実にのべられました。
○内職をもとめる手がかりがほしい。
○内職工資の不払、遅延が多い。
○内職工資はあまりに低い。
○内職の情報をひろく知らないために手近な内職におおせ集つて、ますます工資をやすくする。

大阪府内職公共職業補導所

——大阪府内——

大阪では昨年十月府庁舎のなかに開設されました。所長以下八人の職員（うち女子三人）は、労働部の積極的な支援のもとに草分け時代の業務の基礎がために慎重です。

商業都市として歴史のふかい大阪府の内職の実情はまた他県とちがった動きがあるようですが（本号資料室「大阪・名古屋の内職の実情」参照）、内職補導所ではまず最初に、業務全般の適確な基礎資料をととのえるために、内職資料提供業者のリスト作成に着手しています。すでに大阪市内・堺市・東大阪市・東淀川区・東長瀬市・東天王寺区・東旭町にわたる業者の把握を終了しましたが、次に、事業内容、内職の種類、時期、工資など内職に必要な諸事項について、第二、第三段階の調査をすすめています。

また、内職問題の連絡調整をはかるために、たびたび内職連絡協議会を開催しています。出席範囲は婦人少年局はもとより、その他の労働行政機関、民生行政機関、商工経済関係機関、内職あつせん施設、授産施設、社会福祉関係、学識経験者などでしたが、婦人少年局補助員、婦人団体など次第に婦人問題関係にもひろげられる予定です。所長さんは、これを内職補導所のP.T.A.とよんでおられますが、このような各機関をとおして、内職者の需給、内職工資、内職と職業、内職と生活保護、母子世帯と内職、その他内職問題全般にわたる連絡と調整が行われ、これから内職問題のときばぐされるいどぐちもみいだされるでしょう。

また基礎資料の整備されるまでは、内職相談を積極的に行わない方針のようですが、いままですら相談に来所したものは、一〇〇か所の大府委託内職あつせん所に斡旋され、それぞれ適当な内職に就いています。そこで内職あつせん所の現場をのぞいてみましょう。

大阪府委託旭第二内職斡旋所の山田所長は婦人会長をかたやさしい中年の婦人です。大坪ばかりの店先に、人形、シールあみ、毛糸あみ製品、メリヤス製品、品物、造花、刺繍、玩具など内職見本が足のふみ場もないまでにおかれ、店先の土間では、五、六人の婦人が立つたままカーテンガムを外装をしています。山田さんは——この有様ですから、

あつせんの手一杯で、これから内職補導所がひろく内職行政を行つてくれることは大助かりです——といっていました。なお大阪の内職補導所では、現在の調査と併行して、逐次、地域重点に内職の巡回指導、巡回相談、輸出関係の有利な内職情報の提供など、調査を基調とした本来の総合援助活動をはじめめるために、それぞれの係で企画がなされています。

愛知県内職公共職業補導所

——名古屋市中区小林町——

設置場所は名古屋市の中心部にあたりますが、開設後日が浅く、事業はまだ準備の段階です。

婦人少年局では、大阪と同時に名古屋市の内職調査を実施しましたが（本号資料室参照）名古屋市の内職世帯の分布率は一二％で東京を上回っています。また主たる内職従事者についてみると、その九五％は婦人で、内職補導所設置の必要性を裏書しています。

ここで内職あつせん現場を二、三のぞいてみましょう。愛知県福利協会は、京都・大阪方面からも刺繍、メリヤス縫製など、内職材料を取引している内職あつせん施設です。縫製用の動力マシンを備え付けておおいの婦人が働いていますが、ここにも、内職補導所から内職希望者が斡旋されるわけです。名古屋市立婦人館では未亡人の授産施設として授産が行われていますが、こ

では内職が途ざれがらで、その開拓に苦勞するため、広く内職の所在をしらせる内職補導所の機能を期待していました。神奈川県内職公共職業補導所——川崎市南幸町神奈川県——
勤務婦人会館内——
勤務婦人会館は働く婦人のよりどころとして開設後約二年を経ていますので、ここに併設された内職補導所は、開設当初から内職相談者が多数訪れています。婦人会館長が所長兼務ですが、職員三名は多面的な活動は容易ではありません。幸、職業安定機関の協力によつて、ひろく県下の内職事情を掌握する準備がととのえられています。神奈川県の特殊事情として、遠洋航海の留守家族の生活問題、駐留軍、特需関係の離職者の問題と関連する内職問題の重要性もたかく、内職補導所の活動分野も現在よりひろくとも伸展されることは必至でしょう。

内職補導所の事務室には、内職発注先の登録票（事業所カード）内職相談来所者の登録票（相談票）が、それぞれ地域別に整備されていますが、各地域の巡回相談の受付数を加えて、二月末目現在、内職相談新規受付者は四七九（内女子四六二）をかぞえています。

そのほか、内職連絡協議会、巡回指導を数回行っていますが、内職求人関係の資料整備のため、やはり調査が先決とされています。

○内職補導所のたかいものは工資も比較的高い。

このような要望にこたえて、内職補導所が設置されたわけですが、東京都に設置されることをきいて、婦人少年局には、地方からの声も寄せられています。例えば、東京から地方に発注された内職の事情、地方の内職者が東京から購入した内職用機械について問合せなどですが、首都東京としての特殊な課題が東京都における内職補導所の重要性をもたがっています。

婦人に川崎市立並立授産所によりましな。ここではワイシャツの縫製と手袋の刺繍をしていましたが、最近内職補導所から斡旋されたという未亡人三人と高齢者（男子）一人が、動力マシンにもすつかりなれて、元気に働いていました。

福岡県内職公共職業補導所——八幡市尾倉福岡県婦人の家内——
婦人の家に付設された設置条件は神奈川県と同じです。
やはり婦人の家の館長（婦人）が所長兼務ですが、技術をもたない内職者の便に供するために、婦人の家の手芸教室を開放したり、最寄り内職展を開いたり、当面の内職相談対策に大意です。また、未亡人対策に熱心な八幡市と協力して、特に未亡人の相談に力を注いでいるようです。現在では八幡市周辺の問題に集中していますが、ここを足場として、県内の内職事情の把握にまでひろげるための計画が職業安定機関の協力によつてすすめられています。
七色の煙を吐くといわれる八幡製鉄所の大煙突、スラリと建ちあがった従業員アパート、これだけでも鉄都八幡市の特殊事情がうかがわれますが、八幡市の基点として、四町・小倉・戸畑・若松にわたる北九州五市、ひいては炭鉱をひかえた福岡県全体の特殊な社会経済事情のなかで、福岡県内職補導所の活動領域がひろがっているようにおもわれました。



各地の内職の状況

愛知県

一色節幸

愛知県において内職の問題が一般的に論議され始めたのは最近の事であつて、それまではこの暖国の人は、特に暑...

婦人少年と

愛知県において内職の問題が一般的に論議され始めたのは最近の事であつて、それまではこの暖国の人は、特に暑...

Table with 4 columns: 内職別 (Category), 実施地域 (Implementation Area), 実施人員 (Implementation Personnel), 月収 (Monthly Income). Rows include various types of home sewing like 毛糸機織編 (Woolen Machine Weaving), 手縫手袋 (Hand-sewn Gloves), etc.

婦人少年と

未亡人三、母子家庭子女二、遺族三、これら三つは、母子家庭子女二、遺族三、これら三つは、母子家庭子女二、遺族三...

新潟県

宮島イ

昭和二十二年、三年頃であつたろうか、衣料品不足のために非常に悩まされた時代、企業整備後の休業状態にあつた機業...

一、メリヤスの種類 1. 縦メリヤス 縦メリヤスとは、縦糸と横糸を織り合わせるようにして、縦糸と横糸を織り合わせるようにして...

岡山県

難波金次

我が国内には総人口の一五乃至一七割に当る多数の定収入外収入を必要とする人々があるが推定されているが、本県ではこれらの多数の人々の自立、更生を計ることを目的として、昭和二十五年にこの相談所を設けた。この相談所は公営で、社会福祉事業の一環として経済的自立の一助として内職を奨励し、生活費や子弟の養育費を補い、転落を防止することを主目的としている。従って取扱内職は広範囲に亘つてできるだけ多数の人々の希望に副うように意を用い、現在四十余種の内職を紹介している。

内職の収入が非常に僅少なことは全国共通であるにも拘らず、内職希望者が就業後直ちに一般に公表される金額が確保されるものと思ひ勝ちであるが、現状ではどんな内職でも、相当長期間技術を習得して、さらに不断の努力を続けてからでなければ、そのような一日の平均収入は得られないのである。

今後推奨する内職は、内産産の原材料に日本人の手先の器用さをプラスして、外資が獲得できる輸出産品の加工ではないかと考える。

輸出品の加工に当つては、従来の「日本品は安かろう、悪かろう」という汚名を一日も早く返上することが第一で、先ず余り広い地域に誇らない範囲で、三十

乃至五十人の実働内職者の調和のとれた内職グループを結成して、内職の指導にふさわしい世話人を選ぶことである。その内職グループが規格通りの立派な製品を納入期限に間に合う多量に生産できると、業者は育成に努力するので、一般人の想像以上の好成績が収められ、そういうものには目覚ましい発展を遂げているものがある。

狭い岡山県も明治維新までは備前・備中・美作の三国に分れていたもので、地理的条件は勿論のこと、人情・習慣・気候が同県内でもかなり異なっている。そこで本県では三十一年度事業として、適地応能指導を実施する予定である。これは県内の小ブロックに細分された地域々々にびつたり合った職種で、その地の住民の能力にマッチした加工仕事を指導する計画である。

次に本県の特産的な内職の二、三について概略を述べよう。

一、擦紙を主原料とするハンドバッグの加工内職

津山市は本県北部の中心地であり、古くから擦紙工業が盛んで国内生産の大半を占めている。その利用法として紙類、芯地、紙布等が従来考えられたが、新規利用の方法としてこのハンドバッグの主原料として活用することになった。戦後

一時間当り内職工賃				
	最高	最低	平均	
擦紙用ハンドバッグ	11.27	7.10	8.37	
擦紙用ハンドバッグ	15.21	10.48	12.13	
擦紙用ハンドバッグ	16.36	8.74	12.00	
擦紙用ハンドバッグ	15.15	9.09	11.81	

(但し、4.9ヶ月技術習得者の場合である)

このバッグの生産が始まり、次第に高級品の生産に移っている。昨年の生産状況は年間八十万個で外貨の県内流入は二億円と云われ、内職従業者は六千人を越す盛況である。

二、麦稈ハンドバッグ
本県の西南部は、気候温暖で土地が狭く、水田に恵まれず畑地が多い関係もあって麦作が発達している。そのマテを加工して果実と同等の収入を挙げなければならぬ宿命の必要に迫られて、明治初年以來、麦稈製袋が農家の内職として発達している。このバッグは麦稈製袋を主原料として生産されるので、恐らく他地方に類例の少ない製品かと思う。

麦稈製袋は、昨年の生産額は年間六千万円であり、この従業者は一千人以上に達している。

三、麦稈野球帽子(ストロー・ハット)
前述のように非常に麦稈が多量に生産されるので、ストローに染色加工して野球帽子に手編みする内職である。加工は本県の東南部の各家庭に持ち込まれて行われている。この製品はアメリカ人の野球見物に使われ、沢山の需要がある。昨年の外貨流入は原料代工賃を併せて一億円程度で、内職労働者は約四千人ある。

上表は、本年一月岡山市内内職の競技会が開催された折の成績表によつて調べた一時間当りの工賃である。

(岡山県中央生活相談所長)

宮城県

宮城婦人少年室

「今日午後一時四十分頃、仙台市荒巻〇〇かつよさん四九歳が、自宅茶の間で内職のおもちやの花火(水素爆弾)のレックテルはりをやろうとした際、突然リッポ箱に入れたあつた花火約九千六百本が、その音を立てて爆発、更に同じ棟に住む〇〇さん方の同じ花火約千本に及ぶ

という間に飛火誘発した。爆発は相当強いもので屋根の一部、障子、家財を損じたが、幸かつよさんは頭に全治二週間の火傷を負つただけであった。

これは去る三月六日ラジオのローカルニュースで伝えられたものである。寸暇も惜しんで精出してゐるのがあることの

人の、安全した災害に、ぼう然としてゐる様子が眼に映るようであつた。

当県でも内職希望者が年毎に増えており仕事にそれに応じ切れないほか、いろいろの事情で仕事を求める人々から深刻な声を聞かされてゐるが、これらの人達のためにあまりにも少い数であるけれども、県下公共職業安定所に内職指導所が併設されており、内職者の便宜を図つてゐることは、せめてもの幸せである。

これは昭和二十四年七月宮城県内職規定に基き設置されたもので、県下八か所にある主な内容としては、内職希望者の受付、登録、仕事の斡旋、技術指導講習、内職者実態調査、製品展示即売会、業者懇談会等、多方面に亘るものである。

この斡旋所で昭和三十年一月から十二月迄に斡旋し仕事に従事させた延人員は二二、四四七名に上り、取扱う仕事の種類は、レース編・ビニール編・人形つくり・造花・装はり、その他各種のものにわたつてゐるが、和洋裁・編物等は少いようである。つまり登録した人々は求人によつてそれぞれ仕事を求めるが、その人の就労時間にもよるけれども、一日平均収入は、最高二五〇円、最低五〇円で大体四・五時間働いてゐる。

このほか公共的なものが数か所あるが、その一つに社会福祉法人の宮城県産業協会があり、フランス人形を製作してゐる。本年一月この授産協会の仕事をしていた約百人のうち七〇名が業者と新た

に企業組合を設立したことは、内職者の在り方に試みを投じ、本県初の内職者企業組合だけに関係方面の注目を浴びてゐる。これは「宮城県家内手工芸企業組合」の名称で、組合員協同で事業を行い、組合員の経済的地位の向上を図ることを目的として人形製作をやり、家庭内職の指導事業を事業としてゐる。組合員の資格は、人形製作の小規模の業者とこの業務に従事する労働者となつてゐる。

言うまでもなく組合員が出資し合ふのであるが、出資一口の金額は百円で幾口も持つことができる。ただ、この組合が純然たる内職者だけで組織されたのと違い、業者もその組織員であるところに、発言力の弱い内職者の何か割られかねないものを感じるのは、先入観念が強すぎるだろうか、とにかくテストケースとして当室では注目してゐる。

このほか最近では、グループで工夫しあひながら製作したものを商品化してゐる。千葉県は、農林、水産に従事する人々が有業者人口の過半を占め、近代工業の発達がおくれているので、成年男女、年少者の別なく働く場所が少いという嘆きを免かれぬ。

千葉県

千葉婦人少年室

千葉県は、農林、水産に従事する人々が有業者人口の過半を占め、近代工業の発達がおくれているので、成年男女、年少者の別なく働く場所が少いという嘆きを免かれぬ。

両に翻せさせまいとビニールの風呂敷に造花の材料を包んで贈る母親と共に、中学を卒業した娘もなまに家にい

るものがほつぽつと増えてきたが、その人達の最大の悩みは販路であり、従つてその流通資金にも大きな問題が横たわつてゐる。

しかし前記のほかには業者から直接仕事を請けたい人が数の上で一番多いことは確かであるが、その実数把握は困難である。つまりこの地方の特殊産業に伴う内職約仕事も無く、地方独自の製品も少ない当県では、ごくありふれた種類の内職に従事せざるを得ないのであつて、圧倒的多数を占めるのである。

近頃当室に相談に来る人々の中には、仕事を求めるための手段を自分から工賃を引下げる傾向もみられ、内職希望者の要望にこたへるための対策の樹立は非常に重要であり、より一層力を注いでいかなければならぬが、ようやく息吹いてきた内職者自身の組織化(グループ活動)の育成も、内職指導機関の強化拡充も、その一方法ではなからうか。(加藤キミ)

る少女が造花の葉をまとめたりする。県下九か所を数える内職指導施設(こ

れに準ずるものを含む)では、主に造花、手袋、写真コーナー、洋裁(男子、婦人子供服等)をはじめ、県内産業を反映して果樹産品、魚類等の竹工や陶器製作などの仕事を斡旋指導してゐる。

それぞれ道具を必要とするものは造花作業者を専らとするが、造花、写真コーナー、手袋などは兼業作業が多い。

要保護者も何人かは居るが、生活困窮者は低すぎる内職収入では暮してゆけないため、内職で働きたがらず、むしろ日雇などに出るとか、実際に内職してゐるのは、やや生活に困る家庭の婦人、商人や商家の主婦(兼業農家を含む)が比較的多いことが目立つ。

造花は強い言葉では景気変動の波に影響されて会社の増減があつても、年間通じ絶えず仕事があるので歓迎され、造花を作業種目とするところが圧倒的に多く収入も低くないが、同業作りは季節的需要品なので製作に繁閑の差が甚しく、一施設でやつてゐるだけだが、当事者は仕事の調整と資金繰りに苦心してゐる。

写真コーナーは細かいがやさしい仕事なので、母と子が一緒に内職をして、お金の値うちや働く貴さを知つて児童の教育上に好結果を得たとの例もある。

内職指導で特に挙げられるものに、地城婦人団体「相婦人の会」が六年前から中絶することなく現在なほ盛んに造花と手袋ししゅうの斡旋をし、会員達の生活向上に役立っているのがある。婦人会役員中から選ばれた二人が専任で隔日に斡旋指導所(市福祉事務所の協力で公民館後の小建物を借り)に朝から夕方まで詰めて、材料の配分、技術指導、製品の受取りから配帳に工賃支払(区員下段の

アメリカの売春二題

——ガルバストンにて——

森山真弓

「郵便局通り」のはずれに近い歩道の敷石には、秋の夕日が赤く落ちて、両側のみずほらしめくつた家並に、「一層荒涼の感」をたぎらわしている。私はその敷石の「一つ」を踏みしめるように歩きながら、好奇心と興味をこめてつらつと緊張して、教えられた二〇〇番地から二九〇番地の間を、二度三度と行つたり来た

つては、何となく大いなる異人の男と女の他は何もない。両側にはパアの看板がどこどこに残つてゐるが、戸は大抵いし、まづおき、空家のれがはいてゐるものさがある。十軒に一軒位はレコードの音が低く流れて来る酒場だが、外からのぞいた位では何もわからぬほど暗い。

ここは、テキサス州の首府ヒューストンから三〇マイル離れた、メキシコ灣に面する人口五、六万の港町、ガルバストンである。ヒューストンに運河が通じて船が直接ヒューストンまで入るようになつた最近では、経済的な重要性よりも、海水浴場などをもつた行楽の地として知られ、特にこの町の持つ売春街は、性的な清潔さをもつて誇るアメリカ国内に殆んど唯一の、商業的組織的なものであつた。(あつた)といふのは、これが私の行く二週間前、一九五五年十月初めの頃に一応閉鎖されたのである。

町の繁栄のために売春の営業を認めるというのが、ガルバストンの現市長が選挙の際に公約した政策で、市民も大半がこの政策を支持し、警察署長も市長の任命によるので、この政策には逆はない。

売春取締るべき法規としては、テキサス州に「道徳に反する罪」として規定されたものがある。テキサスは、こういう根柢については相当厳しい方で酒を売る事さへも時間に制限がある位であり、売春業者の罰則は重いのである。しかしガルバストンは特別にガースで州警察といえ

るものもあり、又このコイルガールが組織的になつてゐるものもあるが数が少い。

経営者は前身売春婦のものが多く、バアと両方の商売をしてゐるのだが、裏には麻薬等の取引もあり、それで時々取締られてゐる。閉鎖後、女達はヒューストン辺りへ場所をへたて、又同じことを続けてほとぼりのさめるのを待ち、又依然ガルバストンにかくれて、商売をしてゐるものもあるらしいとの事である。

私は、この実情が見たいばかりに、テキサス州くんだりまで訪ねて来たのだつたが、ヒューストンで聞いた話によれば選挙が近づいた市長が、一部の良心的な市民達の意見を無視することが出来ず、二週間前これを「一応閉鎖したばかりである」として、正直のところ少しがっかりした。しかし、ヒューストンでは、「数か月もすればガルバストンは必ず元通りになる」という人もあるし(もしこの通りなら今頃はもうそろそろ再開されてゐる筈だが)、場所を見るだけでもよいと思ひ、出かけて来たのであつた。

来て見ると、ここが二週間前まで、そんなに栄えた娼家街であらうかと疑いたくなるような、貧しく汚い通りで、日本の集娼地域の華やかさに比べて、如何にも人生の落伍者の掃き寄せられた片隅といふ感じがした。又、日本の売春婦といわれる人達が、昼間電車の中などで見れば、少しも普通の娘さんと思はぬのに比

でも、町に対してその権限を行使するとは政治的に問題があるらしく、余りこの取締法は実行されてゐない。

アメリカの公衆衛生協会の資料や、州警察当局の報告によると、「郵便局通り」のこの地域に集つてゐる娼家は、六、七千軒あり、一軒に一人から、多いのは三十人近い女を抱えていて、全部で三百人以上いる。娼家の形は一軒の建物の一階が酒場になつており、その上に部屋があるという、日本の特殊飲食店のような営業形態で、この種の娼家にいる女達は客から通る客を呼びこんだり、通りに立つたり歩いたりして客をつかまへ、或いはポン引きやタクシー運転手の連中を客をお客も相当あつて、一日に数人以上の客を相手にしてゐる。収入は大抵一人の客につき一〇ドル位であるが、それだけ入るとタクシーに「経営者のマダム」に五、六分の割合でとり、マダムはこの五の中から二を警察に納める袖の下に使う。これだけの搾取があつても、女の月収はお最低四〇〇ドル位あり、他の職業より報酬がよい。性病は強制的に週一回の検診を受けることになつてゐる。

彼女達は、黒人と白人が半々位で、學歷は義務教育程度、家庭不和などが原因で脱落したものも多く、売春が悪い事とも感じないで、金が容易に入るのが面白く、止めようと思はないものが殆どである。その他、盲女で部屋を借りて、独立に商売をしてゐるコイルガールとよばれる

目的の部屋を見つけたのだが、きいてきた名前と表札が違ふのでたと述べてしまつた。「これで部屋の番号はあつてゐる筈なのだが……」と不安に思ひながら、持つて来た紙切れに書いた名前と表札をもう一度見比べてみたが、思い切つてベルを押した。

細目に空いた扉の向うから、そつとのぞいた娼家は、三十二、三位か、お白粉気がなく、口紅もつけないで、髪は無雑作に後へ束ね、セーターにストラップという動き着である。「あなたがメリーさんですか？」ときいて「そうです」とうなずかれ、はじめてほつとした。

家の中は、普通のアパート住いの家庭と同じような作りで、うす緑色の塗つた壁に沿つて数歩入ると、左にピアノもある居間らしい部屋があつた。冷蔵庫は勿論、何でも完備してゐる清潔な台所の脇を通つて左へ曲ると、同じく緑色で裝飾した大きい部屋があつて、そこは寝室になつており、ベッドが二つと小さい椅子にテーブル、鏡台などがある。その部屋にはもう一人、きれいに化粧して、大きなイヤリングをぶら下げた、二十三、四の美人が、明るいスタンドの下で小さい椅子の「つ」に腰かけ、煙草を手にもつたままに過ごしてゐた。メリーは「あなたが話を聞きたいとおつしやるので、私の友達をもう一人呼んでおきました」とい

と急ぐ仕切つてゐる。月間多い時で五十人、少い月でも六十人位の市内の主婦達が娼家をめぐつてゐる。月平均三千円から娼家日数の少ない人でも千円は稼ぐので娼家を稼入れる他の娼家をたて、毎月掛金を十か月月給と云ふ二割、次に二割がかりで、メキシコを貸つた高き会員もあり、今までは貯金などでもできなかったが、肉職を始めから肉職代を貯金に振向け、心強くなるたと思つてゐる主婦もいる。地域娼家団体が、こうした生活に直結する様々な仕事を幾年月も続けてゆく努力は漸く評価されてゐる。ここで最初から娼家指導してゐる娼家(娼家会役員)は肉職に対する意見として、肉職の種目は簡単に大量にあつて、年間絶えずあるものがよく、肉職の信用状態を見究め滞らない支払のよいところを選び、材料の損失を少なくすることが必要であり、また肉職者は責任感のある人で正直でなければならぬことなど、而も期間内に仕上げるのが肝心の作業のおそい人は内地向のものをやつてもらふようにするのだと言つてゐる。

或る娼家団体でも工賃を叩かれないうに仕上げるため、他市の肉職娼家を仕上げる団体と提携してゆきたいなどの声もあり、娼家の内職について、多くの切実な問題に直面してゐる娼家と肉職援助者の相談を受け、これを充たすことができるよう娼家少年室も努力したいし、関係者も活用してほしい。

(内山つぎ)

コイルガールといふものを訪ねるのを聞かうというわけなのである。コイルガールとは電話でお客と交渉し、売春をする女のことだ。ストリートガールなどと違い、検挙がむずかしい。この警察でもこれが問題であるといつてゐたもので、ニューヨークにも幾人かあり、私のような旅行者が直接会つて話すといううなことは、二度となさうな機会だと思われたので、約束の一時を少しも無駄にせぬようにと質問をしながらノットし、大体次のような話を聞いた。

彼女達は、それぞれ普通のアパートの中に数室をもち、完全に独立した世帯をもつてやつてゐる。こういうのはニューヨークとしても例外の方で、大抵のコイルガールは多少とも組織化されておき、普通のマダムの経営する娼家の一室に住んで、搾取を受けるが、比較的安全なやり方を選んでゐる。そのような娼家には平均五、六人の女が居り、経営者であるマダムが客を集めること、警察から逃れることなどを心配し、又性病の検診も週一回強制的に行われて、一種の保護をされる代りに、収入の半分位を取られる。このマダムには相当ひどいのがいるらしく、「マダム」といふ連中は半分位泥棒のようなものだ」と云ふ人はいつてゐた。マダムの支配下にある時は、一日に二十人からの客をとる事も多く、「一人一〇ドルから二〇ドルの料金なので相当儲かるのだが、一人で一日二〇〇圓は儲かる

るものもあり、又このコイルガールが組織的になつてゐるものもあるが数が少い。

経営者は前身売春婦のものが多く、バアと両方の商売をしてゐるのだが、裏には麻薬等の取引もあり、それで時々取締られてゐる。閉鎖後、女達はヒューストン辺りへ場所をへたて、又同じことを続けてほとぼりのさめるのを待ち、又依然ガルバストンにかくれて、商売をしてゐるものもあるらしいとの事である。

私は、この実情が見たいばかりに、テキサス州くんだりまで訪ねて来たのだつたが、ヒューストンで聞いた話によれば選挙が近づいた市長が、一部の良心的な市民達の意見を無視することが出来ず、二週間前これを「一応閉鎖したばかりである」として、正直のところ少しがっかりした。しかし、ヒューストンでは、「数か月もすればガルバストンは必ず元通りになる」という人もあるし(もしこの通りなら今頃はもうそろそろ再開されてゐる筈だが)、場所を見るだけでもよいと思ひ、出かけて来たのであつた。

来て見ると、ここが二週間前まで、そんなに栄えた娼家街であらうかと疑いたくなるような、貧しく汚い通りで、日本の集娼地域の華やかさに比べて、如何にも人生の落伍者の掃き寄せられた片隅といふ感じがした。又、日本の売春婦といわれる人達が、昼間電車の中などで見れば、少しも普通の娘さんと思はぬのに比

べて、この通りで見かける女達は、一目でそれとわかる一種の異常さを持つていて、極端にいへば、むしろ動物のような印象を受けた。

閉鎖についての土地の警察の経験でも聞けたらと思ひ、警察署の門をくぐつた時には、署長はすでに帰宅しており、私の来意をきいた署員は、当惑の氣持をありありと面に現わして、「今は何事もありません。明日署長が来てからにして下さい」といつたたり、奥に引込んでしまひ、とりつく島もなかつたが、この事はかえつて、いろいろと複雑な事情のある事を暗示してゐるような気がした。

とにかく、町の繁栄のためといつて売春を許し、無力化された警察は、これを黙認し、同時にこれに寄生する種々の商売や犯罪を助長して、女性の肉体を売つた金を搾取するということが、ここではいわば公然と行われてゐたのである。似たようなことが日本のあちこちでも時々訴えられ、これが貧しい日本の悲しい現実なのであるかと嘆息する事もあつたのだが、地球のちやうど反対側の、富める大国アメリカにも、ただ一か所にもせよ、この業態が全く日本と同じような形で行われてゐるのを知り、「売春問題」の根深さと、世界的共通性というものに、直面させられた気がした。

ニューヨークのコイルガール

ニューヨークの五十四丁目目の或るアパートの階段を上り三階まで来て、私は

目的の部屋を見つけたのだが、きいてきた名前と表札が違ふのでたと述べてしまつた。「これで部屋の番号はあつてゐる筈なのだが……」と不安に思ひながら、持つて来た紙切れに書いた名前と表札をもう一度見比べてみたが、思い切つてベルを押した。

細目に空いた扉の向うから、そつとのぞいた娼家は、三十二、三位か、お白粉気がなく、口紅もつけないで、髪は無雑作に後へ束ね、セーターにストラップという動き着である。「あなたがメリーさんですか？」ときいて「そうです」とうなずかれ、はじめてほつとした。

家の中は、普通のアパート住いの家庭と同じような作りで、うす緑色の塗つた壁に沿つて数歩入ると、左にピアノもある居間らしい部屋があつた。冷蔵庫は勿論、何でも完備してゐる清潔な台所の脇を通つて左へ曲ると、同じく緑色で裝飾した大きい部屋があつて、そこは寝室になつており、ベッドが二つと小さい椅子にテーブル、鏡台などがある。その部屋にはもう一人、きれいに化粧して、大きなイヤリングをぶら下げた、二十三、四の美人が、明るいスタンドの下で小さい椅子の「つ」に腰かけ、煙草を手にもつたままに過ごしてゐた。メリーは「あなたが話を聞きたいとおつしやるので、私の友達をもう一人呼んでおきました」とい

と急ぐ仕切つてゐる。月間多い時で五十人、少い月でも六十人位の市内の主婦達が娼家をめぐつてゐる。月平均三千円から娼家日数の少ない人でも千円は稼ぐので娼家を稼入れる他の娼家をたて、毎月掛金を十か月月給と云ふ二割、次に二割がかりで、メキシコを貸つた高き会員もあり、今までは貯金などでもできなかったが、肉職を始めから肉職代を貯金に振向け、心強くなるたと思つてゐる主婦もいる。地域娼家団体が、こうした生活に直結する様々な仕事を幾年月も続けてゆく努力は漸く評価されてゐる。ここで最初から娼家指導してゐる娼家(娼家会役員)は肉職に対する意見として、肉職の種目は簡単に大量にあつて、年間絶えずあるものがよく、肉職の信用状態を見究め滞らない支払のよいところを選び、材料の損失を少なくすることが必要であり、また肉職者は責任感のある人で正直でなければならぬことなど、而も期間内に仕上げるのが肝心の作業のおそい人は内地向のものをやつてもらふようにするのだと言つてゐる。

或る娼家団体でも工賃を叩かれないうに仕上げるため、他市の肉職娼家を仕上げる団体と提携してゆきたいなどの声もあり、娼家の内職について、多くの切実な問題に直面してゐる娼家と肉職援助者の相談を受け、これを充たすことができるよう娼家少年室も努力したいし、関係者も活用してほしい。

(内山つぎ)

六 災害や疾病を予防するために
は、どんなことに気をつけた
らよいか

1 災害の原因とその防止対策

災害を防ぐには、勿論、安全設備や検査が必要ですが、いかに立派な設備や施設があつても、それに携わる人の安全教育や注意が足りなかつたら決して立派な

○作業場所がせまかつた。
○材料または取扱つてゐるものが不適
当であつた。

などで、監督不行届、安全教育の不行届、訓練の不徹底とみられるものが大部分でした。

年少労働者については、特にこの点を留意しなくてはなりません。労働基準法には、年少者が就業してはならない危険業務を定めていますが、安全担当者は次のようなことを注意する必要があります。

(イ) 年少労働者は、作業に対する経験が少いものであるから、経験のある者と一緒に取り扱うには慎重でなければなりません。

（下）年少労働者は疲労し易いものであるから、労働時間の適正配分を考へること。

2 年少労働者の疾病とその予防対策

心身發育期にある年少労働者の健康・
体位の如何は、その労働生活を左右する
ものですから、使用者は、欠勤を少くし

将来の有能な職員を育てるためにも、特別の注意を払はなくてはなりません。

年少労働者は結核を除いては、比較的病氣に対する抵抗力が強いのですが、職業生活の不慣れと若さから来る体力の過信から、遊び過ぎや暴飲暴食等の理由によつて、風邪や腹痛などで休むことが多いものです。

年少労働者の衛生について、使用者や衛生担当者が注意しなくてはならないことは次のようなことです。

成長のしかたをするものにならぬ氣をつける。

ホ）衛生教育はいろいろな機会を通じてしなければならぬが、余暇の指導と併せて、規則正しい生活の指導によつて能率の向上をはかるべきである。

事例一〇
Y鉄工所 佐賀県

(年少者二三名)
班長、幹部員の作業量が多く、前日の
残業の疲れに煩わされたり、或は昼間の
忙しい時などに、とかく年少者に対する
監督指導が手薄になり、事故發生をみる
事が多いので、仕事量が多い時期には、
安定所に連絡して、臨時工具を採用し、
成人労働者といえども残業することは絶
対にやめ、年少者の指導に力をいれた。
年少者に対しては、この位なら良いだ
ろうでは不十分で、細かい処まで教え、
気のゆるまぬよう、隙を与えないよう、
くり返し注意し、常に目を放さないよう
にしている。

全成績はあがちものではありません。災害原因について調査したところによれば、「全く不可抗力であつた」「設備が十分であつた」と認められたものは、僅かに二三%で、残りの七七%は、

- 注意力が足りなかつた。
- 仕事がいそがしかつた。
- 仕事によく慣れていなかった。
- 力のいる仕事であつた。

従業員四七名
(年少者六名)
熟処理作業が多いため、特に夏期は年少者の出勤率が低下し能率も下つた。そこで、

婦人と年少者

(年少者三三名)
年少者は作業帽に赤線を巻いて目立つようにしており、現場では全従業員が年少者の安全教育、災害防止に注意するようになっている。

家庭の仕事等いろいろの場面があります。誰でもが、読書や映画を観たり、ラジオを聴いたり、たまにはハイキングにいつたりして、自分達の生活を楽しまたいと思つています。

そして、多くの時間をさいて楽しんでゐる筈の娯楽や運動や読書などもその仕方如何によつては、前にあげたように、翌日の仕事に悪い影響を及ぼすことにもなりかねません。

仕事による疲労の恢復と有効な時間を過ごすことによつて人格を向上させるといふ大きな目的からであつて、その時間を遊び過ぎや不健全な遊びによつて費し、その疲れを仕事の上に持ちこむことのないうようにすることは大切なことです。

よい余暇の過ごし方を指導することとは、よりよい少年を育てるものであると同時に、よりよい作業能率を約束するものなのです。

と思つてゐる人達、こういう人達には、野球のボールを買つてやる、会場を貸してやるというようなことがきつかけとなり、グループが一つのまとまりあるものに発展するものなのです。

従業員にレクリエーションとして健全な娯樂を与えたいと思ふとき、もう一つのやり方は、会社が或る程度計画してから希望者を集め、その後はそのグループで独り歩きさせるという方法があります。しかしこの場合には誰と誰とがやつて、誰がやらないということがあつてはなりません。レクリエーションは皆で楽しむのが本当であり、またそうしてこそ従業員の融和という効果も得られましよう。

営されるようになれば、年少労働者個人
人の福祉はもとより、職場はいつも明朗
となり、作業能率もぐんと向上すること
は期して待つべきです。

事例一三 M県服店 秋田県

従業員七名(年少者三名)

年々新規中卒者のうち優秀な生徒を採
用していたが、仕事の性質上定時制高校
通学が不能であるので、才力をのばすこ
とが出来ず、環境に馴れるに従って無断
外出をし、映画、パチンコ等にふけり、
風紀もとかく乱れがちとなり、ひいては
勤務にも影響するようになった。

そこで本年四月から、夕食後、時間割
を組み、定時制高校教科書を参考に、国
語、数学等一般教養のほか、特に店員と
しての修養課程も組入れ、約一時間半の
授業を開始し、女子には活花、お茶等も
とり入れた。

また、主人が東京の間屋へ出張する度
に、交替に彼等を同行させ、都会の洋服
店、実業を見習わせ、また、映画も月三
回店員全部で見に行くことにした。

その後、才能ある年少店員は熱心な勉
強家となり、同期の定時制高校生を恐れ
旺盛な研究心を示している。

事例一四 G幼稚園 愛知県
従業員三三名
(年少者二名)

同一区域内の中小企業が集り、月一回
なつた。

社会教育委員会等より講師を招き、午前
中講習会を催し、午後から各工場の従業員
員が自由に話し合う時間とした。また、別
に月一回特修日として、体育(野球、排
球等)、文化(音楽、和洋裁、生花、茶
道)等の会を開き、このうちいずれかに
参加するようにしている。このため、従
来年少者間の融和がなく、自主性に乏し
く、従業員の不平不満が常に内攻し消極
的であったのが、同一事業場内はもとよ
り、他事業場の従業員とも親密感を増し、
それが作業面にも現れてよく協調して作
業をするようになり、従って、異動も少
くなった。この会は漸次従業員の自主的
な運営にまかせるようにしている。

事例一五 Y織物会社 埼玉県
従業員四七名
(年少者二八名)

女子の多いこの事業場では、住込者と
通勤者との折合いが悪く、ことに意
見が対立し、些細な事でいさかき絶え
なかつた。これは女子年少者の心の奥に
あるものを何らかの形で発表させること
により、或る程度解決が得られるのでは
ないかと考え、従業員の不平不満、希
望、随想、時、和歌等の投稿を募つたと
ころ、意外な反響を呼び、月刊紙を発売
するまでに至つた。他方、図書、ビシボ
ン用具を購入し、読書、運動をすすめた
ので、従業員間が融和し、非常に明朗に
なつた。



のびゆく世代のために
——青少年保護育成運動をむかえて——

児童が人として尊ばれ、社会の一員と
して重んじられ、良い環境の中で育てら
れることは、どんな社会機構の中でも、
純粋にこれだけの意味で、社会の守らね
ばならぬ鉄則の一つである。そして児童
のみならず、少年、青年をも含めて、当
然現代をなう力となるものために、
現在の社会が常に、その心と具体策とを
もつて、なすべき仕事の一つである。

戦後の混乱から立ちなおろうとする社
会に、国民一人一人の権利と幸福を守る
うとする憲法が新たに誕生し、これにの
つとめて、幼き者のための憲法ともいう
べき、児童憲章が制定されたのも、近代
国家として当然のことであつた。

そこで、この十年、幼いもの達ほどの
ように、どれほど守られて来たであらう
か。学業を長期にわたつて、よきなく休
まねばならぬ児童の増加、人身売買の増
加、全国化、悪質化、また、心身の正常
な発育をさまたげる不良文化財や薬品の
横行、事業場では長時間労働の増加の傾
向、母子家庭児童の就職困難等々。また
社会の刺激によつて引きおこされた青少
年の犯罪の増加など、戦争に人間性を圧
縮させられていた社会に問題はいつせいに
首をもたげ、そして社会はそれらの重

(七重なり) やつてゐる自分たちは密告
がこれいので、念には念を入れて、新し
いお客には、紹介者からの直接の電話が
なければ場所を教えない位にしている。
「でもそんなに無暗と金を儲けるばかり
がよいのではないし、多少気持にゆとり
を持ち、生活も楽しまないのです。」「人
をやつてゐると、警察の事から、病気の
ことまで、全部自分で心配するといふ苦
労もあり、物入りも多いけど、何よりも、
マダムのようなものに支配されず自分の
好きに暮らすという『自由』には代えられ
ません」とミシエルはいう。

行つて勉強しながらやつて行かぬなら
ないものに、とても普通の職業では駄
目なのです」と事もなげに附け加えた。
二人とも街を見かける普通の女と大し
て違わないようだが、その話し方や態度
からいって、売春が悪い事であるといふ
感じは余り持つてゐないらしい。そんな
風に疑ふ事や、悩む事もなく、安易な暮
しに甘んじてゐられるこの人達は或る意
味で幸せではないかしらと思ひはじめた
時、私には聞えなかつたが、外で何か
微かな音がしたらしく、二人が突然ハッ
と顔を見合せて、十秒位の間じつと耳
をすまじ、何事もなげに知つて、ほつ
と一息つき、思ひ出したようにお茶を
一口すすつたのを見て何か懐然とさせら
れ、やはりこんな暮し方は、決して幸せ
とはいえないと痛感したのであつた。

アメリカは四十八州が全部その法律で
娼家の経営を維持を厳禁し、売春の周旋
等もきびしく取締られてゐる。ここに挙
げた二つの例は、日本の二十倍以上ある
広いアメリカに僅かに残つてゐるに過ぎ
ない。私は四か月にわたり、この種問題
を求めて大陸の各地を歩き、僅かに見聞
し得たことから、それが、私達の身近に
ある日本のそれとは数々規模において、
又その深刻さにおいて余りにも小さく、
限られた特殊な人達の問題に過ぎないと
を痛感し、日本の持つ売春問題の重大
さを思い知らされたのであつた。

労働省婦人少年局婦人課員

の環境浄化および勤労青少年の保護育成
について関係各機関、関係各団体、社会
ならびに家庭の協力により実施するもの
とする。

二、目標

- 1 児童憲章の普及徹底
- 2 青少年のための地域活動の促進
(特に、児童遊園地の建設、有志者
活動の開拓と組織化)
- 3 青少年の環境浄化
(特に、青少年に有害な出版物、映
画等の排除、覚せい剤の撲滅)
- 4 勤労青少年の保護育成
(特に、勤労青少年の教育、福祉
保護対策の強化推進)

三、主催

- 中央青少年問題協議会
- 都道府県青少年問題協議会
- 市区町村青少年問題協議会

四、期間

昭和三十一年五月一日より五月三十一
日までの一ヶ月間とする。

五、計画及び実施の主体

- (一) 中央及び地方協議会は、関係各
機関、関係各団体等と協議して、運
動の全般的計画を立てその実施上の
総合調整に当る。
- (二) 中央及び地方協議会ならびに関
係各機関、関係各団体等は、その創
意と責任のもとに前号計画にもとづ
きこれを実施する。

(一) 実施方法
本運動の目標は、単に本運動の実施期
間中の目標であるばかりでなく、年間を
通じての持続的努力によつて、ほゞめて
具体的効果を挙げ得るものである。この
年度の運動目標との関連において、年間
計画の一部として、総合的に計画されな
ければならない。

第一目標については、児童憲章制定の
意義を国民が再確認することは勿論であ
るが、特に地域の実情に即し、児童憲章
の趣旨に背反してゐるような実際問題を
捉えて、この解決に努力するような方法
をとること。

第二目標については、実際に児童遊
園地の建設等の実践活動を盛り上げ、こ
の種のセンターを拠点として子供クラ
ブ、子供会、母親クラブ、母親会等の育成
等をあわせて考察することおよび総て青
少年問題の実践活動は有志者活動に負う
ところが大きいことにかんがみ、関係
各機関、団体の緊密な連携のもとに有志
者活動の開拓と組織化に重点をおくこと
第三目標については、二つの事項を通
じて、青少年の自覚を促し、社会の関心
を喚起することとにつとめるとともに、特
に、第一事項については、関係業者の自
律の促進に重点をおき、第二事項につ
いては、国ならびに都道府県の覚せい剤
対策推進本部と緊密な連絡を保持して運動
を展開すること。

第四目標については、比較的に恵まれな
い環境にある勤労青少年の保護育成につ
いて、さきに中央青少年問題協議会にお
いて策定した「定時制高等学校に学ぶ勤
労青少年の教育保護福祉対策要綱」等参
考として、地方の実情に即した対策の強
化推進をはかること。

1. 中央協議会は、本運動として左の事

- 項を実施する。
- (1) 資料の作成頒布
主として、地方協議会に対する
イ、青少年・児童、白書刊行
ロ、運動特集雑誌「青少年問題」五
月号
ハ、青少年問題協議会誌より
ニ、官報資料版、ホ、写真公報
ヘ、青少年問題の実態とその対策に
関する資料（各省市）
ト、映画
チ、啓蒙宣伝、新聞、ラジオ等の報道
機関、映画界、出版界その他の協力
を得て本運動の趣旨の徹底に努め、
国民一般の認識と関心を深める。
 - (2) 行事等
イ、児童憲章制定記念大会の開催
ロ、青少年関係団体との協議会
ハ、関係業者との協議会
ニ、働く青少年少女の生活文藝集（労
働省）ホ、その他
三、地方協議会、中央協議会の運動に
準じ、地方の実情に即した運動を実施
する。
 - (3) 実施前の準備及び連絡
七、実施前の準備及び連絡
（一）中央協議会
1 運動の細目を三月下旬までに決定、
地方に通知する。
2 青少年関係各省市及び青少年関係各
中央団体等と運動展開に関する連絡を
密にし、地方協議会における運動展開
上必要なあらゆる援助と便宜を与える
ように努めること。
3 子供の日、母の日、児童福祉週間の
諸行事と関連づけて、円滑かつ効果的
に実施できるよう連絡調整を十分にす
ること。
4 東京都青少年問題協議会および新生

- 活運動協議会とは特に連絡を十分たす
ること。
- 5 青少年関係各省市及び青少年関係各
中央団体に対し、その長から地方各系
統機関団体に対し、地方協議会を中心
として今次運動の趣旨の徹底に努めるよ
う通達ないし指示方依頼すること。
（二）地方協議会
1 管内青少年関係各機関、学校教育関
係団体、社会教育関係団体、婦人団体、
青少年団体、労働関係団体、各業界団
体等の民間諸団体、出版、玩具等業者
映画興行業者等と本運動実施上の連絡を
密にすること。
2 子供の日、母の日、児童福祉週間の
事との連絡調整を十分にはかり、効果
的に実施すること。
3 地方における新生活運動との関連も
十分考慮し、新生活運動実施の団体と
は特に連絡を密にすること。
八、完了後の措置
（一）市区町村協議会は運動終了後反
省会を開催し、その記録を都道府県
協議会に送付することが望ましい。
（二）都道府県協議会は、市区町村協
議会よりの報告を早急にとりまとめ
地域内市区町村協議会代表者を招
き、都道府県協議会自体及び市区町
村協議会の運動実施成果に関する反
省会を開催し、その記録を中央協議
会に送付すること。
（三）都道府県協議会は、八月から十
月の間に実施する地区別会議におい
て、本運動成果の反省を行い、その
結果を中央協議会に報告すること。

★「世界子供の日」制定について

世界のいづれにも紛争のない、戦いの
ない日がある。それが、国と国、民
族と他の民族との大小のあらず、国境
閉鎖、テロ、日々の報道を見つゝ、世界
全体が、しんかんと平和で、おだやかに
陽の照る日があつたらと思わずにはいら
れない。國の遠近を問わず文化と皮膚の
色の違いを問わず、理解し話しあい、一
人の血も流さずに問題が解決される社会
を私達はのぞんでいる。

一九五四年第九回国連総会において、
インド、メノン代表により提案された
「世界子供の日」制定の意義も、ここに
おかれてゐる。

「世界子供の日」は「児童福祉」なる概
念より、より大きなものを含んでゐる。
この日を単に子供の福祉と教育という観
点だけから考へてはいけぬ。この日は
子供に対し、社会と社会生活における彼
等の役割を認識させる日であり、世界中
の子供が親善と理解をはかるべく援助す
る日でもある。そしてまた、「子供の日」
は、大人がその慈愛を子供に対して表示
する日ではなく、むしろ子供がこの日の
協力的行事を通じて、新世界建設に子供
の演じる役目を学びとらせる日である」

世界九十億の子供の福祉をはかると同
時に、子供自身、自分以外の他の子供に
ついても云つてゐる。

このことは「過去数年の危機におい
て、国家的災害というものは、重大なる
心身の退化を児童の上に及ぼすものであ
ることを明らかにした。それは実に子々
孫々にまで影響する恐るべき事実である
ということ。それ故に、人類の進化と
幸福が危険にさらされてゐることを認識
して、世界の國々が力を合わせて児童の
生命を護るよう呼びかけるのである」

という一九五二年世界児童憲章案の主旨
をも汲んでいく世界を支える人として子
供を育てる、という意図のもとに「子供
の日」が行われる。

たまたま、今年は、わが国においては
児童憲章制定五周年にもあたり、大人が
子供に対して、子供を人として尊び、社
会の一員として重んじ、よい環境の中で
育てることを約束して、五か年の年月を
経て来たのである。この五か年の、わが
國の子供をめぐる問題を、あらためてか
えりみると同時に、生活の急流に押流さ
れてゐる多くの大人達が、本當の意味で
の子供へのサーヴィス、わが子の、多く
の子供の、ひいては社会の将来のために、
一個人、一家族の安逸の中から、大きな
愛情と勇気と速い見通しをもつて、あ
ゆみ出す日としなければならぬ。

資料室



大阪市
名古屋市

家庭内職の実情

婦人 少年 者

婦人少年局では、毎年全国主要都市の
家庭内職調査を実施しているが、既に発
表した昭和二十九年の東京都の調査に統
いて、三十年七月には大阪、名古屋両市
で調査を実施した。調査の対象は大阪、
名古屋両市内の普通住宅地区の一般世帯
で、両市共、その約一％の世帯を抽出し
て、家庭訪問による調査を行った。調査
の結果、内職をしていたのは、大阪市で
は被調査世帯のうち約六％、名古屋市中
は約一％であつた。

一、内職世帯の概況

1. 世帯主の職業
最近内職をする家庭の層が次第に広く
なつて来て、内職に従事しているのは、
必ずしも貧困家庭とはいえない状況にあ
り、世帯主の職業も、会社員、公務員、
工員等、一般に俸給生活者が多く、内職
世帯の半数近くを占めてゐる（大阪三六
％、名古屋五〇％）。しかし世帯主が無
職のところもかなりある（大阪三八％、
名古屋二六％）。また内職世帯のうち、

2. 内職世帯の収入

内職世帯の内職以外の収入の状況を見
ると、一割余りが無収入世帯（大阪一二
％、名古屋一％）である。従つて、内
職世帯の一世帯当り一か月の平均収入額
はかなり低く、被調査世帯の回答によれ
ば、大阪の平均一一、九〇八円、名古屋
一四、六七九円となつてゐる。総理府統
計局の家計調査報告によると、大阪市の
一世帯当り平均勤労実収入は三〇、七八
円、名古屋市三六、〇二二円であるか
ら、内職世帯の平均は一般水準に比べて
かなり低い。

二、内職従事者

1. 従事者の性別
内職従事者の約九割は婦人で、その中
でも特に主婦が多く、大阪では、女子従
事者中六五％、名古屋では七五％が主婦
である。年齢は四〇歳前後が多く、平均
年齢は大阪四三・九歳、名古屋四〇・五

歳である。

2. 内職をはじめた動機

以上のとおり、内職に従事している婦
人は、家庭の主婦が多いところから、内
職をはじめた動機も、「世帯主の収入が
少いから」と答えたものが内職世帯の三
分の二以上（両市共三八％）を占めて最
も多く、又「夫と死（離）別したから」
（大阪内職世帯の一七％、名古屋一一％）、
「世帯主の収入がないから」（大阪二二％、
名古屋八％）、「特別に支出を要する事由
があるから」（大阪六％、名古屋四％）等
のように、欠くことの出来ない家計費の
一部又は大部分を内職に頼つてゐるもの
が多い。この外、やや余裕のあるところ
では、「小遣がほしいから」（大阪一五％、
名古屋一一％）、「ひまだから時間をつぶ
すため」（大阪一一％、名古屋一七％）と
いうのであり、又「独立して生活したい
から」「技術を身につけたいから」と答
へてゐるものも一〜二％ある。

3. 内職従事期間

内職をはじめてからの期間は、三年か
ら五年位のものが多く、平均従事年数
は、大阪市では四・四年、名古屋市中は
四・九年である。「内職を長く続けたい
か」と答へてゐるものが圧倒的（大阪
八四％、名古屋八九％）で、その多くは
「生活費の補助」をその主たる理由として

おけてゐる。

4. 就職の意志の有無

次に「外に出られれば働きに出たいと
思いますか」という問に対して、婦人従
事者の大多数（大阪七五％、名古屋七〇
％）は「出たいが出られない」と答へ、
その理由として「子供がいる」（大阪三二
％、名古屋二五％）、「留守番がない」（
大阪二二％、名古屋一四％）、「家事が
忙しい」（大阪五％、名古屋六％）、「病
人がいる」（大阪七％、名古屋三％）等、
家事にしばられて出られないものが多い
が、又「適当な職がない」（大阪六％、名
古屋九％）、「就職したいが雇つてもらえ
ない」（大阪五％、名古屋四％）等、職
がないためにやむなく内職をしてゐるも
のも少なくない。又「病弱」「老年」のた
めに出られないと答へてゐるものも約一
割ある。

三、内職の実情

1. 内職の種類

内職はその種類が多く、この調査で取
扱つた内職だけでも、大阪市一〇三種、
名古屋九七種に達してゐる。従事者の
最も多いのは大阪では紙製品で、従事者
の二三％を占め、洋裁（二八％）、和裁
（一三％）、縫製及び装身具（七％）、食
料品（七％）、その他（五％）等
がこれに次いでゐる。名古屋では洋裁

(一)三三(%)、和裁(一)二二(%)、手袋(一)二二(%)等が多く、これに次いで紙製品(一)一(%)、食料品(七%)、雑貨(六%)等がある。東京、大阪、名古屋の三都市を通じて共通に見られるのは、洋裁、和裁、紙製品等で、この外東京では編物、製本、造花等が多いが、大阪市では雑貨及び装身具、名古屋市では提燈、陶器が特徴的である。

2. 季節による繁閑

すべての内職従事者達が希望していることは、仕事が終わることなく、一年中平均に収入が得られるということであるが、多くの内職は季節によって繁閑があり、「平均にある」と考えているものは、大阪では造花、食料品、機械器具製品、名古屋では紙製品、金属製品等数種類にすぎず、「繁閑がある」と答えたものは七割以上に達している。又「忙しい月」は十月、十一月、十二月、「仕事の切れ易い月」は二月、八月と答えているものが多い。

3. 材料の供給者

内職の材料は、直接製造業者からもらっているものが四割以上を占め(大阪四二%、名古屋四二%)、仲介人(大阪一九%、名古屋二二%)、消費者(大阪一%、名古屋二%)、問屋(大阪六%、名古屋一〇%)、商店(両市共六%)からもらっているものも少なくない。消費者

から直接原料、材料をもらっているものの中では、洋裁、和裁、編物が多い。

4. 内職をみつけた経路

内職をみつけた経路は、「縁故者の紹介」によるものが過半数を占め、又「直接製造業者(又は仲介人)と交渉」したもの、「広告」によつてみつけたもの、「直接授産所(又は内職あつせん所)へ行った」ものなどがあり、過半数は「縁故者の紹介」によるものである。従つて他方には、内職を希望しながら仕事を得られないでいるものも多く、広く内職に関する情報を提供する公共の機関の設置が要望されている。

5. 従事時間

内職はすくなく一家の収入を補い、或は一家を支えるための真けんなものであるだけに、その従事時間も、主婦の家事の片手間仕事というにはかなり長く、大阪市では女子従事者の普通の日の平均従事時間は六時間二一分、特に多い日には九時間四分である。名古屋市の場合は殆ど同様で、普通の日の平均は六時間二二分、特に多い日には九時間二九分となつてゐる。このように内職従事者の平均従事時間はかなり長い。これを女子生産労働者の一日平均労働時間(八時間一分)と比べると、特に多い日には、生産労働者よりもかなり長時間働いてゐる。

この従事時間が、内職をしてゐる人達にとつてどの程度の負担になつてゐるかをみると、「あなたが内職に従事してゐる時間は適当ですか」の問に対して、約二割の婦人は「多すぎる」と答へ、家計のために相当無理をして働いてゐるものがあることがわかる。

6. 工賃

a. 一日の工賃

内職は種類が多である上に、内職に従事してゐる人の間にも、従事時間の差、技術の差、一世帯内の従事者数の差などがあるため、工賃も、仕事の種類や世帯によつてまちまちであるが、婦人の従事している内職工賃の一日当りの平均は、大阪では九三円、名古屋では九二円である。又特に多い日の工賃は、大阪では一五二円、名古屋では一四七円で、両者の間に大きな差はみられない。なお、参考までに製造業の女子生産労働者の一日当り賃金をみると三三二円であるから、これに比べると内職の工賃は極めて低い。

b. 一時間当り工賃

次にこの一日の工賃と一日の従事時間から一時間当りの単価を算出してみると、両市とも一三円である。なお、製造業の女子生産労働者の一時間当り賃金は四二円である。

比較的高いのは、大阪では「雑貨及び装身具」の一三三円、洋裁の一二四円、和裁の一七円、メリヤス製品の「二二円、玩具一〇円、編物一〇三円等、名古屋市では陶器の給つけ一四九円、編物一四三円、洋裁一二三円、帽子一一七円、和裁一〇九円等、一日一〇〇円を上廻るのは、相当技術を要する数種類にすぎない。

7. 一か月の従事日数と内職収入

婦人が一か月に内職に従事している日数は、大阪では、平均一八・七日、名古屋では一八・四日、一か月の平均内職収入は、大阪二、二九九円、名古屋二、〇二四円となつてゐる。

8. 工賃の支払時期

内職の工賃は、月の中一定の日をきめて支払われることになつてゐるものが多いが、調査の結果、規定通り支払われていないものが、大阪には約一〇%、名古屋には約五%あつた。



内職あつ施設の概況

内職を求める人の数はここ数年來増加の一途を辿つてゐます。内職を求める人は少しでも有利な内職を求めてゐますが、実情は内職の工賃が低い、仕事の安定性がない、内職がどこにあるかがわからないという状況です。

そこで内職者の便宜をはかる内職あつ施設が全国にどの位あり、又その内容はどうなつてゐる、昨年九月に、労働省婦人少年局で調べました。以下その概要を紹介しましょう。

一、内職あつ施設の数

施設のある道府県は二二、施設が二か所あるのは、北海道、宮城、神奈川、兵庫、山口、鹿児島、六道県で、施設総数は二八です。

注1 授産施設の中には内職のあつ施設を行つてゐるものもありますが、その内容は一般に知られてゐないので、集計の対象から除外しました。

2 施設の経営主体が同じ施設は二か所以上あつても一として集計しました。

3 東京、大阪、愛知の三都府県の施設

設は集計に含まれてゐません。

二、経営主体

施設を経営する主体別にみると、道、県、市などの地方公共団体が経営しているものが一四、婦人団体、個人などが経営しているものが一四です。

三、命令系統

施設がどの監督を受けてゐるかを見ますと、県の厚生課、職業補導課など、市の民生課などの監督を受けてゐるものが一八、婦人団体等で上部機構と連絡をとつてゐるもの

Table with 5 columns: 施設の名目 (Facility Name), 所在地 (Location), 経営主体 (Operating Body), 利用者数 (Number of Users), 備考 (Remarks). It lists various facilities across Japan, including their locations, who runs them, and how many people use them.

の、他から監督を受けていないものが一
〇、五、

四、実務内容

内職あつた施設の実務内容について見
ますと、施設の多くは内職者に作業材料
を配分する事務、内職工賃を内職者注者
から受け取つて内職者に渡す事務を行つ
ています。内職のあつた施設はすべての施設
が行つており、施設の中の多くが内職の
技術指導を行つています。内職に関する
相談は附随的に行われており、内職に関
する調査は一か所しか行つていません。
大部分の内職あつた施設は内職に関す
る業務だけを行つていますが、中には生
活相談、結婚相談などとともに、事業の
一部として内職に関する業務を行つてい
るものもあります。

五、利用状況

施設の利用状況について見ますと、利
用者は未亡人が多く、そのほか、家庭の
主婦、身体障害者などが利用していま
す。施設の利用者数は施設によつて相違
していますが、一か月の平均利用者数は
百名前後のところが多く、利用者の多い
施設では千名を超えるところも四か所ほ
ど見受けられました。

六、職員

施設の職員は責任者の下に一、二名の
ところが多く、あつた施設、技術指導係と
一応の分担が定められています。

七、財源

施設の財源について見ますと、地方公

共団体の費用で賄われている施設が一
三、地方公共団体その他から補助金をう
けたり、又は共同基金の配分を受けてい
る施設が一三、純然たる民間の経営が一
となつています。

八、あつた施設等

あつた施設、相談料等の名目で利用者か
ら金銭を徴収している施設はありません
が、施設の維持費として、諸経費にあて
るため等の目的で内職者から又は発注業
者から徴収している施設があります。



諸外国における家内労働の
保護法規について

家内労働についての保護法規のある国
はかなりの数に上つています。
家内労働について「家内労働法」とい
うまとまつた法典をもっている国は
西ドイツ スイス
オランダ ノルウェー
などですが、労働法の中で、家内労働に
ついて保護規定を設けている国は
アメリカ フランス ポリビア
コロンビア グアテマラ パナマ
などで、南北アメリカ、ヨーロッパの国
々に見受けられます。
アメリカでは公正労働基準法に家内勞
働者の最低賃金に関する規定があります
が、各州で更に家内労働者の最低年齢、

労働条件、記録などの事項について定め
ています。それらの保護規定を含めてい
る州は次のとおりです。

カリフォルニア	コロラド
コネクティカット	イリノイ
インディアナ	メリーランド
マサチューセッツ	ミシガン
ニュージャージー	ミズリー
ニューヨーク	オハイオ
ペンシルヴァニア	オレゴン
ロードアイランド	ポトリコ
ウェストヴァージニア	テネシー
ウィスコンシン	ユタ
テキサス	

他の州は家内労働についての保護法規

は定めていません。
家内労働についての保護は何時頃から
考慮されたかを見ますと、かなり古く、
一九一一年に家内労働法がドイツで制定
されていますし、又ノルウェーでは一九
一八年に制定しています。

右のように家内労働についての保護は
古くから行われていますが、何故家内勞
働についての保護が必要かを考えて見ま
しょう。

それは簡単に言えば、家内労働者の賃
金は一般に低く、労働条件が悪いので、
他の一般労働者の労働条件の引下げを防
止する点からも家内労働者の保護が必要
なのです。

次に西ドイツの家内労働法制定の理由
として述べられた言葉を引用して更に敷
衍しますと、

「家内労働者は自ら市場に登場すること
はなく、主として自分の家庭内で他人の
市場需要のために労働するものをいう
が、家内労働者は経済的に殆んど例外な
く悪い状態に置かれている。思うに家内
労働者は外形的には最も零細なる規模の
工業経営者として独立してはいるが、実
際上はこれも又資力のない最も小さい企
業者である注文者に完全に従属している
からである。家内労働者の技術の発達に
遅れており、従つて高い値段で売れる高
級な商品を生産しているのではないから
報酬は低く、その結果悲惨な状態に置か
れるのである。山嶽地方にあつてはこれ

によつて生活するものも多く、交通不便
な近代工業の建設の不可能なところで
は農業すら行えない貧弱な労働力がこれ
に向けられ、或いは更に生計補助のため
の補充労働若しくは労働市場に登場する
ことの出来ない労働力に収入の機会を与
えるものとして必要なのである。従つて
たとえささやかなものであつても国の経
済に奉仕している家内労働者の存在理由
を認めると共に、この経済上の悲惨な状
態を防止し、特に家内労働者に対し適当
な報酬を保護し、以て特殊な労働部門に
対しても労働保護政策の完璧を期するた
めに、家内労働法の制定が必要なのであ
る。」と述べられています。

それでは家内労働の保護についてどん
なことが定められているでしょうか。
各国で共通してとりあげている項目に
ついて以下述べてゆきます。

一、家内労働者の定義

各国で定めている定義を見ますと、共
通の要素は、次のとおりです。
(一) 明定した報酬を得ることを目的と
すること。
(二) 自宅又は自ら自由に選択したその
他の場所ですること。
(三) 物品の製造や加工などを行うこと。

二、賃金

賃金に関する保護は家内労働について
の保護の中で最も重要なものです。
(一) 最低賃金
家内労働者について最低賃金を定める

ことができる旨の規定があります。最低
賃金を定めるに当つては、「関係地方に
おける類似の労働に支払われる賃金」又
は「家内労働者が使用者の工場において
労働した場合、同一生産高に対して支払
われるべき賃金」を下廻つてはならない
と定めたり(グアテマラ、パナマ)、関係
産業において実施中の団体協約の賃金体
系を考慮すると定める(オランダ)例な
どがあります。

最低賃金を決定する手続きが定められ
ています。その手続きには家内労働委員
会の意見を聞いて大臣が定めたり(オラ
ンダ)、家内労働委員会が関係者の意見
をきいて定める(西ドイツ)例などがあ
ります。

(二) 賃金支払期日

賃金は仕事と引替へ又は一週間以内に
支払わねばならないと定めたり(パナマ、
グアテマラ、ポリビア)、少くとも一週
一回現金で支払わねばならないと定めて
いる(ノルウェー)例などがあります。

(三) 賃金の減額

仕事に瑕疵ある場合又は原材料を毀損
した場合は週賃金の五分の一(ポリビ
ア)、或いは家内労働者の受ける賃金の
十分の一(グアテマラ)まで賃金を減額
することができる定めがあります。

(四) 賃金手帳

賃金手帳についてはコロンビア、ノル
ウェー、オランダなどに定めがありま
す。その手帳には家内労働者の氏名、作

業場所、家内労働の性質及び量、支払賃
金額などが記入されます。

以上の外、賃金については、賃金につ
いての揭示、最低賃金に満たない場合の
不足額の追加払の催告などの定めがな
されています。

三、労働時間

労働時間については家内労働の引渡又
は引受の場合、不必要な時間の遅滞を避
けるように努めなければならないと定
め、又作業量の決定を家内労働委員会が
行うことによつて労働時間を制限し(西
ドイツ)、休日労働や深夜業が強制され
ないように引渡の時間を制限している
(スイス)例があります。

四、安全

安全については、作業場所は整頓され
安全に保たれなくてはならないと定め
(西ドイツ)、火災危険防止のため家内
で行つてはならない仕事の種類を指定す
ることができる定めている(スイス)例
がある外、公衆の危険、生命の危険を防
止するための考慮を払つて定めてもあ
ります(西ドイツ、オランダ)。

五、衛生

作業場所の条件が著しく非衛生的であ
り、又は伝染病が発生したときは、衛生
当局又は労働当局は家内労働を為すこと
を禁止しなければならないと定めたり
(パナマ、グアテマラ)、食料品、嗜好品
の製造、加工、包装の際に出る公共の
健康に対する危険を防止するための定め

のある(西ドイツ)例などがあります。

六、婦人、年少者の保護

婦人及び年少者を保護するために仕事
の発註及び引渡しの時間を制限すること
ができる定めたり(スイス)、家内労働
者であることをできる年齢を十五歳以上
(スイス)、又は十六歳以上(カリフォル
ニア州、マサチューセッツ州など)と制
限している例などがあります。又西ドイ
ツでは婦人家内労働者に母性保護法が適
用されて厚く保護されています。

七、使用者の許可制又は届出制

家内労働を行わせる使用者は労働監督
官の許可を受ける(コロンビア)、労働監
督署に登録する(ポリビア)、労働監督官
に届け出る(フランス)などの制度があ
ります。

八、家内労働者に関する記録

家内労働者に関する登録簿を備える旨
の定めがなされています(パナマ、グア
テマラ、コロンビア、オランダ)。その
登録簿には、凡ての家内労働者の名前と
住所、作業場所などを記載することにな
っています。

九、罰金、過料等

家内労働者の保護のために以上述べた
事項の中、重要なものは罰則を以てその
履行を強制しています(西ドイツ、オラ
ンダ、パナマ)。

以上の外に、国によつては更に厚
く保護を行っているところもあります。

戦後における婦人問題文献目録 ①

昭和二十三年～三十年

この号から婦人問題についての戦後十年の文献目録を掲載することになった。これは北川信氏(現在山口婦人少年局長)が本省婦人課に在任中、個人的に、この仕事に興味を持ち、休日などの時間をあてて、作成したものである。全く北川氏の個人的な仕事ではあるが、こういう文献目録は婦人問題研究者にとつて大変便利なものであり、そういうものはないかという質問をよく受けるのである。こういう仕事は当然婦人少年局としてなすべきであるが、局としてはまだこれまで手がのびていないので、局長、婦人課長の御意見もあがって、参考として本誌に掲載することになったのである。もちろん、これが完全な目録というとはできないが、読者の中からも、もし欠けているものがあれば、御知らせいただき、少しずつ補充して、より完全なものにしていくことを、編集部としてもお願いする次第である。

この目録の編さんについて
北川 信

一、戦後における婦人問題文献目録(以後目録と呼ぶ)の分類方法は原則的には日本十進分類法によつたものであるが、戦後におけるいわゆる婦人問題の対象とされるものの内容が著しく広範囲にひろめられたところから個々の分類は必ずしもこれによつていくわけではない。例えば農村の婦人に関する文献の分類は農林省農業総合研究所発行の農村婦人問題文庫目録(昭和二十七年二月)を参考にしたものであるし、「労働と婦人」は日本労働科学研究所の「婦人労働に関する文献抄録(邦文の部)」(昭和十五年)に依つたものである。その他社会科学の文献目録(労働問題、農業問題、その他)の分類方法も参考にしながらを附記したい。

一、目録の資料について
1. 国立国会図書館発行「雑誌記事索引(人文科学篇)」昭和二十三年九月～昭和三十年四月六月号
2. 国立国会図書館発行「全日本出版物流行目録」昭和二十三年～昭和二十八年度分
3. 農林省農業総合研究所発行「農村婦人問題文庫目録」(昭和二十七年)

4. 農林省農業改良局発行「農村生活文庫目録」(昭和二十八年)
5. 労働省婦人少年局発行「婦人少年局資料目録」(昭和三十年)
6. 「官庁刊行物総合目録」(昭和二十年九月～昭和二十八年十二月)
7. 東京都議会図書館発行「図書目録」(昭和二十九年)
等を使用した。2. については昭和二十九年年度版が昭和三十一年一月現在未発行であつたため使用出来なかつた。従つて単行本の分は少数のものを除いて最近のものに収録されている。

一、国立国会図書館の目録を使用した理由は、図書館法によつて日本における出版物は必ず国立国会図書館に寄贈されなければならない規定になつてゐるので、文献が全国的であるため、又最も網羅的であるため、個人の思想的、目的の偏向が少いと考へられたため等である。但し、雑誌記事索引目録は発行当初の月刊から最近の季刊に変わったため当初の分類とは違ふもの、当初の収録分が廃止されたものなどがあつた。又寄贈図書目録である関係上、寄贈先が継続的に送附しない場合など、収録が断続することなどがあつて、この目録には無収録のものがあることがある。分類の項目は雑誌記事索引の分類項目を主として使用した。

文献の選択はキャッチ・ワード(書名と著者による分類)であるため本文の内容と分類項目が一致しない場合があるものと分る。

以上、この文献目録は至つて不備な点が多く、目録の項目の選択、或は分類についても大方の御意見もあると思はれるので御指導いただければ幸甚である。要はこの目録がきっかけとなつて、より優秀な婦人問題文庫目録が生れることをのぞんでゐる次第である。

(1) 書名	著者	発行所	巻号	発行年	(2) 書名	著者	発行所	巻号	発行年
I. 婦人論					封建性についての調査	労働省婦人少年局、婦人・調査資料 (5),			1951
I. 婦人について					戦後における婦人の地位の変遷	市川勇枝, 労働時報 (5-4),			1952
女性論	鹿民公明,	京都印刷館,		1949	女の日記	婦人公論 (6月号),			1952
女性論	C.de.ラクロ (足野藤三, 各長茂共訳)	アテナ書院 (京都),		1949	戦後六年の婦人の歩み	田中幸美子, 公民館月報 (43),			1952
新婦人論	コロンタイ (大竹博吉訳),	ナウカ社,		1949	婦人の地位	藤田たき, 労働週報 (15-695),			1952
婦人論 (大思想選書)	J.S. シル (大久保純一郎, 宮崎信彦共訳)	春秋社,		1950	私のみたままきいたまま	労働省婦人少年局、婦人・一般資料 (11),			1952
現代女性論	大沢英子, 社会教育 (5-11),			1950	六年間の婦人の歩み	" "			(12), 1952
新婦人論	J. フレヴィル (陸井四郎訳),	社会書房,		1952	婦人の地位は高まつたか	" "			
女性論 (現代教養文庫)	鹿民公明,	社会思想研究会出版部,		1952	婦人の地位は	社会教育 (9-8),			1953
福沢の婦人論	大島三郎, 教育科学 (3-2),			1954	婦人が守らねばならない	ルーズヴェルト夫人を囲む懇談会によつて			
ショーペンハウエル (上) の女性論	石塚謙雄, [神戸女学院大学] 論集 (2),			1954	日本中世の女性の地位	福尾盛四郎, 西日本史学 (15),			1953
(中)	"	"		(4), 1955	新しい婦人の地位	労働省婦人少年局、婦人・パンフレット (19),			1953
II. 婦人問題					婦人の地位は高まつたか	" "			(23), 1953
婦人問題講話	一民主主義科学教室	能智修弥, 彰考書院,		1947	国連婦人の地位委員会	" 婦人・海外資料 (34),			1955
婦人問題	一その思想的根拠	本間久雄, 東京堂,		1948	4. 婦人について				
婦人問題 (社会主義講座 第23巻)	社会主義教育協会編 (山川菊雄, 他)	三元社,		1949	a. 一般				
婦人問題	平井 源, 伊藤書店,			1949	女性ノート	式場勝三郎, 文芸書肆,			1948
婦人問題の所在	鶴見 和子 (対談), 展望 (48),			1949	新女性ノート	" セントラル・パブリック・コーポレーション,			1948
今日の婦人問題 (日本民主主義文化連盟婦人文化講座下巻)	野坂 竜, ナウカ社,			1949	社会婦人科学 上巻	佐藤美実, 厚信社,			1948
婦人問題のはなし	松田解子, 自由国民 (30),			1950	女性のたたかいに	羽仁説子, 日新書院,			1948
果立つ女性の諸問題	古谷系子, 他, ニュー・エッセイ (3-3),			1951	完全なる女性	竹村文雄, 松和書房,			1948
婦人問題入門	平田承編, 理論社,			1952	現代女性読本	菊地 寛, 東方社,			1948
婦人問題解決の途	市川勇枝, 社会教育 (7-3),			1952	女性の生態	小山文太郎, 教育科学社,			1948
婦人問題の過去・現在・将来	田中惣五郎, " "			1952	女子の心理 (6版)	牛島義友, 誠松堂,			1948
婦人問題の表と裏	真下信一, 婦人公論 (6月号),			1952	女と貞操	西村伊作, コバルト社,			1948
婦人少年問題各地方の実情	労働省婦人少年局, 労働時報 (5-6),			1952	新しき女性のために	山川菊雄, 家の光協会,			1948
婦人問題の課題	藤田たき, 文部時報 (833),			1952	女性の独立	恒藤 義, 女性改造 (3-9),			1948
婦人の問題	松田ふみ子, 実業の世界 (50-5),			1953	新たな女性のめざめ	倉岡万穂子, 福花書院 (長野),			1948
婦人問題の新刊三つ	岸並 昭, 読書春秋 (5-2),			1954	女性の歩いたみち	板垣直子, 通信教育振興会,			1948
婦人問題に関する世論調査	労働省婦人少年局, 婦人・調査資料 (号外 1),			1954	婦人の解放は台所から	松崎中三郎, 婦人公論 (10月号),			1948
婦人問題解決の焦点を探る	労働時報 (8-5),			1955	女性宣言	中川与之助, 関書院,			1948
III. 婦人の地位について					わたくしの夢は実現したか	平塚らいてう, 女性改造 (3-10),			1948
向上する婦人の地位	世界週報 (23-36),			1948	婦人と社会の進歩	高橋誠一郎, 婦人公論 (10月号),			1948
経済力と女性の地位について	大沢英子, 女性改造 (3-9),			1948	新しき女性の生活 (女性新書)	中村國雄, 印刷局,			1948
女性の地位 (女性新書)	田辺繁子, 印刷局,			1949	女性の書	古谷綱武, 真光社,			1948
婦人の地位についての調査	労働時報 (2-11),			1949	前線に立つ婦人達	徳丸時恵, 国際女性社 (京都),			1948
女子教育の変遷と婦人の地位	" "			(3-2), 1950	新しい女性	河盛好義, 文化書院,			1949
婦人の地位についての調査	労働省婦人少年局、婦人・調査資料 (2),			1950	婦人の間における活動について	松崎 義子, 前掲 (34),			1949
婦人の法制上の地位	" 婦人・法規資料 (1),			1950	女性のたたかい	羽仁説子, 日新書院,			1949
国連婦人の地位委員会	田中幸美子, 労働時報 (4-8),			1951	愛情と貞操の問題について	風月 術, 他 婦人の世紀 (9),			1949
女性の地位はどれだけ向上したか (民法の話 2)	橋田正俊, 自治春秋 (8),			1951	愛情は伸びゆく	滝沢文子, 婦人の世紀 (9),			1949
女性は責任ある地位につくことができるだろうか? (日本の首領と女性及び婦人問題をめぐって)	坂西武保 (対談), 婦人問題 (567),			1951	知性の問題	安藤良雄, 女性報 (4-5),			1949
	山川菊雄 (対談), 婦人問題 (567),			1951	三十代の女	大迫倫子, 塔 (4-5),			1949
					私の体験から	寺島アキ子, テアトロ (11-5),			1949
					若い女性は何を讀むべきか	堀 秀彦, 自由国民 (21),			1949

十五日 女中さんたちの団体である「希交会」では第四回総会を東京芝のアメリカ文化センターで開催。当日は約二〇名の女中さん達が「女中の地位が低いのは女の地位が低いからである」として熱心に討議した。

十九日 昨年十月米内閣省の招きにより渡米した評論家波多野勤子、家庭裁判所調停委員大浜英子、主婦秋山ちえ子の三氏は、約一ヶ月間の視察旅行を終えて空路帰国した。

二十日 売春禁止法制定促進委員会が

二日 東京都下調布市の特殊飲食店組合（業者十四軒、従業員約五十名）では、昨年十一月頃から「街の風紀のために、子供の教育のためにも特設業を廃業する」との意志をもち、すでに七軒は廃業したが、残りの業者も五月十日までに廃業すると決めた。調布警察署に申出た。これは売春問題が社会問題として取上げられていた矢先、赤線業者の自衛策として注目されている。

七日 東京都教育委員会では、婦人教育

五日 昨秋ロンドンで開かれた救世軍編集者会議に日本から出席した山室民子氏は海路帰国した。

六日 日本アジア連帯委員会では、アジア諸国に文化使節団を派遣する準備をすすめていたが、この程代表が決定。婦人では星野立子（俳人）杉村春子（俳人）松岡洋子（評論家）朝倉慎（芸術家）の四氏である。

七日 東京都教育委員会では、婦人教育

十四日 社会党婦人議員の赤松常子、神近市子、藤原道子及び社会党売春問題対策委員の一行十二名は前記自衛隊で注目された東京調布市の特設街の現地視察を行い、午後には廃業を延期した特設店の売春婦たちと廃業後の方針について懇談した。

十四日 女流文学者の阿部純子、芝木好子、曾野綾子、由起しげ子の四氏は東南アジア視察のため香港向け出発した。

十五日 女中さんたちの団体である「希交会」では第四回総会を東京芝のアメリカ文化センターで開催。当日は約二〇名の女中さん達が「女中の地位が低いのは女の地位が低いからである」として熱心に討議した。

十九日 昨年十月米内閣省の招きにより渡米した評論家波多野勤子、家庭裁判所調停委員大浜英子、主婦秋山ちえ子の三氏は、約一ヶ月間の視察旅行を終えて空路帰国した。

二十日 売春禁止法制定促進委員会が

二日 東京都下調布市の特殊飲食店組合（業者十四軒、従業員約五十名）では、昨年十一月頃から「街の風紀のために、子供の教育のためにも特設業を廃業する」との意志をもち、すでに七軒は廃業したが、残りの業者も五月十日までに廃業すると決めた。調布警察署に申出た。これは売春問題が社会問題として取上げられていた矢先、赤線業者の自衛策として注目されている。

七日 東京都教育委員会では、婦人教育

五日 昨秋ロンドンで開かれた救世軍編集者会議に日本から出席した山室民子氏は海路帰国した。

六日 日本アジア連帯委員会では、アジア諸国に文化使節団を派遣する準備をすすめていたが、この程代表が決定。婦人では星野立子（俳人）杉村春子（俳人）松岡洋子（評論家）朝倉慎（芸術家）の四氏である。

七日 東京都教育委員会では、婦人教育

十四日 社会党婦人議員の赤松常子、神近市子、藤原道子及び社会党売春問題対策委員の一行十二名は前記自衛隊で注目された東京調布市の特設街の現地視察を行い、午後には廃業を延期した特設店の売春婦たちと廃業後の方針について懇談した。

▽二月の婦人会の動き

五日 日本婦人航空協会に所属している及位野衣（のぞい）氏は、事業用操縦士としての資格を取得、戦後日本で二人目の婦人パイロットである。

十二日 東京都内の赤線区域に働く婦人たちの「東京都女子従業員組合連合会」の結成大会が東京浅草公会堂で開かれた。当日は都内十八ヶ所の赤線区域から約一三〇〇人の接客婦が集まり、生活権擁護の組合主張や、大会宣言などを可決した。なおこの組合結成については、売春禁止法制定阻止を目的とする業者の動きが活発であったとも云われている。

十四日 女流文学者の阿部純子、芝木好子、曾野綾子、由起しげ子の四氏は東南アジア視察のため香港向け出発した。

二日 東京都下調布市の特殊飲食店組合（業者十四軒、従業員約五十名）では、昨年十一月頃から「街の風紀のために、子供の教育のためにも特設業を廃業する」との意志をもち、すでに七軒は廃業したが、残りの業者も五月十日までに廃業すると決めた。調布警察署に申出た。これは売春問題が社会問題として取上げられていた矢先、赤線業者の自衛策として注目されている。

七日 東京都教育委員会では、婦人教育

五日 昨秋ロンドンで開かれた救世軍編集者会議に日本から出席した山室民子氏は海路帰国した。

六日 日本アジア連帯委員会では、アジア諸国に文化使節団を派遣する準備をすすめていたが、この程代表が決定。婦人では星野立子（俳人）杉村春子（俳人）松岡洋子（評論家）朝倉慎（芸術家）の四氏である。

七日 東京都教育委員会では、婦人教育

十四日 社会党婦人議員の赤松常子、神近市子、藤原道子及び社会党売春問題対策委員の一行十二名は前記自衛隊で注目された東京調布市の特設街の現地視察を行い、午後には廃業を延期した特設店の売春婦たちと廃業後の方針について懇談した。

(3) 書名	著者	発行所	巻号	発行年	(4) 書名	著者	発行所	巻号	発行年
「愛」の診断 —わたしはどう生きたらいいか—	宮城野郎、他	婦人公論	(6月号),	1949	社会の指導面をになう 女性達	古谷系子、	ニュー・エイジ	(4-1),	1952
日本の男性に訴う	藤川アツナ、	社会評論	(6-8),	1949	新時代と女性 (教育文庫)	山室民子、	金子書房、		1952
ズボンと女	中西武夫、	時論	(4-9),	1949	ひとつの真実に生きて	九岡秀子、	東洋書館、		1952
女性の現実 —結婚・仕事・家庭をめぐって—	太田英子、他	女性改造	(4-10),	1949	女子青年と自由	牛島義友、	青年心理	(3-2),	1952
女の独身	羽仁親子、	「	(4-11),	1949	「女らしさ」追放	茂木昭子、	婦人公論	(9月号),	1952
女性の現実をめぐって	向野進郎、	「	(4-11),	1949	よりよい社会をつくるために	労働教育	(9-8),		1952
戦後女性への苦言	井沢文雄、他	「	(4-12),	1949	問題になった婦人代議士の 帽子をめぐって	山口シズ子、	婦人国報	(570),	1952
女性の心理	小山文太郎、	教育科学社、		1949	戦後女性への忠告	石垣綾子、	改造	(30-2),	1952
戦争と婦人、民主主義の下 に手をつなぐ —日本婦人から「往復書簡」—	羽仁親子、	世界	(44),	1949	家庭婦人と職業婦人 —ある二人の会話—	富田要子、	郵政	(4-3),	1952
幸福とインテリジェントな 女性たち	飛龍通孝、	女性改造	(5-2),	1950	女性の広場	泉たま子、	真世界	(3-4),	1952
女を知る法 (4版)	堀秀彦、	池田書店(港区)、		1950	愛情をもつて女を叱る	金森徳次郎、	婦人朝日	(7-8),	1952
続・女を知る法	「	「	「	1950	百パーセントの女性 —女の型あれこれ—	三好十郎、	文芸春秋	(30-6),	1952
世界の情勢と婦人の立場	蓋田隆一、	女性改造	(5-4),	1950	女の生きかた —三好十郎とそのグループ—	三好十郎、他	婦人国報	(572),	1952
自然の女性について	C.de ラクロ (淀野隆三訳)、	アテナ書院、		1950	妻の仕事、女の仕事	大森広代(対談)、	婦人国報	(573),	1952
女性の教室	志賀光一郎、	日本書院、		1950	解放された婦人たち	田中寿美子(対談)、	婦人公論	(6月号),	1952
婦人のために (社教叢書)	茨城県教育委員会、	同左		1950	近ごろの若い女たち	竹内茂代、他	婦人朝日	(7-7),	1952
婦人読本 (市民読本シリーズ)	羽仁親子、	実教出版、		1950	緑蔭対談 —若い女性に聞くこと—	柳田泉男(対談)、	婦人公論	(7月号),	1952
女性の自由	泉たま子、	真世界	(3-4),	1950	婦人時評	古谷綱武、	月刊労働	(3-7),	1952
1950年の生態	大宅壮一、他	女性改造	(5-5),	1950	空飛ぶゼミナール —女性のために—	大塚金之助、	婦人朝日	(7-10),	1952
相談にあられた女性問題	村岡花子、	ニュー・エイジ	(2-9),	1950	人間としての女性	玉城 瑛、	ニュー・エイジ	(4-10),	1952
女の幸福	帯刀貞代、	婦人の世紀	(11),	1950	独身者のひとりごと	戸塚女子、	婦人公論	(10月号),	1952
婦人の幸福をはばむもの	大沢英子、他	「	(11),	1950	友情、恋愛、結婚	森本 務、	理想	(23),	1952
教養の果実 —私の体験から—	相馬黒光、	「	(12),	1950	現代婦人語の終止表現に ついて	中山 泉、	国語研究	(1),	1952
現代女性十二講	帯刀貞代等、	ナウカ社、		1950	婦人と読書	藤田圭雄、	読書家	(18),	1952
新しい社会の女性の役割	小田静枝、	家庭科学	(135),	1950	女性尊重の風習 —その伝統をもたぬわが国—	今和次郎、	家庭科学	(180),	1952
1950年の「マダム・ボヴァリ」	高橋義孝、	婦人文庫	(復-1),	1951	女性教養について —三つの考え方—	金森徳次郎、	女性教養	(166),	1952
「婦人界」異聞	大宅壮一、	日本評論	(26-1),	1951	女性に関する十五章	M. テスカ (関義雄訳)、	実業教育		1952
「女大学」批判(1)~(6・完)	中川善之助、	婦人公論	(1月号~6月号),	1951	女性とはかく頼りたがる	古谷綱武、	地上	(6-12),	1952
婦人は再軍備に絶対反対する	佐多利子、	新日本文学	(6-3),	1951	世界を動かす女性たち	村岡花子、他、	婦人国報	(579),	1952
不幸な女性のために小さく ないこの問題	竹内茂代、	国民	(605),	1951	婦人は何を考えているか	労働省婦人少年局、	婦人・調査資料	(10),	1952
新しい女性	古谷綱武、	人生往来	(1-3),	1951	女が幸福であるための条件	田中寿美子、	婦人公論	(1月号),	1953
若い女性たちへ	「	聖教	(3-3),	1951	女性の自由と幸福	山川菊栄、	婦人公論	(1月号),	1953
若い女性のために (市民文庫)	宮本百合子、	河出書房、		1951	恐妻論	東洋経済新報	(2627),		1953
子と孫の幸福	木田文夫、	婦人公論	(6月号),	1951	当面の婦人運動の方針 —婦人の団結を強めよう—	「	「	(76),	1953
女の学校	戸川行男、	誠文堂新光社、		1951	乙女たちは考える 「女性に関する十二章」 への抗議	西村一雄、	思想科学	(1-1),	1953
理想の女性について	奥野信太郎、	群像	(6-7),	1951	「女性に関する十二章」 への抗議	石垣綾子、他	婦人公論	(7月号),	1953
女性の宗教的教養について —沈黙する生—	林田雅子、	宗教公論	(21-9),	1951	「婦人の時間」を開いた 婦人の意見 —第一回婦人番組パネル調査—	高取 勇、	文研月報	(4-7),	1953
さまざまな沖縄女性	石野徑一郎、	女性改造	(6-8),	1951	私の見た女性文化の歩み	小倉金之助、	婦人公論	(9月号),	1953
女性の自由、幸福	本莊可奈、	青輪社、		1951	明日への「ひととき」	影山三郎、	改造	(35-9),	1953
新しい女性の活き方	坂西定保、	ニュー・エイジ	(3-11),	1951	女性性格の形成	牛島義友、	青年心理	(5-4),	1953
明らかな進歩 —私の見た地方の人々—	神近市子、	婦人朝日	(6-11),	1951	女性と仕事	朝倉 慎、	思想の科学	(1-7),	1953
女性の新しい自覚のために 注視を浴びた婦人少年局の 存続—問題へ行く、動き出した 日本の再編成、婦人界—	上原敬蔵、	婦人公論	(11月号),	1951					
医学の見た世の中 —女の女へのまなこ—	朝日タイムズ	(2-11),		1951					
	曙方富雄、	婦人友友	(46-1),	1952					

(以下次号につづく)

女子の就業者数と完全失業者数 (1955年10月)

産業別	女子	男子	男女計中 に占める 女子割合	女子の 産業別 構成率	女子の 前年同月 と比較
総数	18,710	24,680	43.1	%	+890
自営業者	2,580	8,200	24.0	%	+200
家族従業者	11,150	4,830	69.8	%	+40
雇用者	4,960	11,630	29.9	100.0	+630
農林業	210	320	39.6	4.2	-30
漁業及び水産養殖業	20*	250	7.4	0.4	+10
鉱業	50*	420	10.6	1.0	-10
建設業	140	1,240	10.1	2.8	±0
製造業	1,750	3,620	32.6	35.4	+230
卸売、小売、金融、 保険、不動産業	1,090	1,830	37.3	22.0	+150
運輸、通信その他の 公益事業	240	1,550	13.3	4.9	+20
サービス業務	1,280	1,510	45.9	25.9	+280
その他	170	890	16.0	3.4	-10
完全失業者	320	410	44.4	%	-10

〔注〕 1) *印の数字は特に誤差率が大いから注意して使用のこと。
2) 統計表の数字はすべて調査結果の実数に推計乗数を乗じたものの千位以下を四捨五入した結果であるから表中の総数欄の数字はその内訳の合計に必ずしも一致しない。 — 総務院統計局労働力調査 —

一人一か月平均現金給与総額 (1955年10月)

産業別	女子	男子	男子に 対する 女子の割合
総数	8,568	19,632	43.6
鉱業	7,830	18,331	42.7
製造業	7,403	18,830	39.3
卸売及び 小売業	9,076	19,548	46.4
金融及び 保険業	13,840	28,958	47.7
不動産業	9,311	21,502	43.3
運輸通信及 その他の 公益事業	11,878	20,013	59.4
建設業	6,665	14,154	47.1

— 労働省労働統計調査部調 —

婦人と年少者

女子の就業者数と完全失業者数 (1955年9月)

産業別	女子	男子	男女計中 に占める 女子割合	女子の 産業別 構成率	女子の 前年同月 と比較
総数	17,850	24,120	42.5	%	+1,630
自営業者	2,550	8,110	23.9	%	+330
家族従業者	10,380	4,570	69.4	%	+210
雇用者	4,910	11,410	30.0	100.0%	+810
農林業	190	430	30.6	3.9	-10
漁業及び水産養殖業	30*	230	11.5	0.6	+20
鉱業	50*	410	10.6	1.0	±0
建設業	170	1,170	12.7	3.5	+10
製造業	1,710	3,580	32.3	34.8	+230
卸売、小売、金融、 保険、不動産業	1,000	1,770	36.0	20.4	+170
運輸、通信その他の 公益事業	270	1,500	15.2	5.5	+40
サービス業務	1,320	1,400	48.5	26.9	+350
その他	170	910	15.7	3.5	-10
完全失業者	250	420	37.3	%	-30

〔注〕 1) *印の数字は特に誤差率が大いから注意して使用のこと。
2) 統計表の数字はすべて調査結果の実数に推計乗数を乗じたものの千位以下を四捨五入した結果であるから表中の総数欄の数字はその内訳の合計に必ずしも一致しない。 — 総務院統計局労働力調査 —

一人一か月平均現金給与総額 (1955年9月)

産業別	女子	男子	男子に 対する 女子の割合
総数	8,861	19,779	44.8
鉱業	7,728	17,951	43.1
製造業	7,569	18,678	40.5
卸売及び 小売業	9,241	19,194	48.1
金融及び 保険業	16,515	35,790	46.2
不動産業	9,384	21,542	43.6
運輸通信及 その他の 公益事業	11,637	19,923	58.4
建設業	6,707	14,407	46.6

— 労働省労働統計調査部調 —

婦人少年局ニュース

○内職公共職業補導所長会議(第一回)開催
婦人労働課では、三月十五日(本省第一会議室)、十六日(虎の門共済会館)の両日、内職公共職業補導所長会議を開催し、内職公共職業補導所の主要業務の研究をかねて、事業の運営ならびに来年度の計画について検討した。出席者は東京、神奈川、愛知、大阪、福岡の所長ならびに職員であった。

「ごらんになりましたか」

- 婦人労働調査資料No.23
「昭和二十九年における女子保護の状況」
- 婦人労働資料第45号
「未亡人の職業シリーズ」第二輯
- 婦人関係資料シリーズ・国際資料
No.37 アメリカにおける家族の性格
- 婦人関係資料シリーズ・国際資料
No.38 諸外国における家族のための経済的方策
- 婦人関係資料シリーズ・参考資料
No.39 家庭の近代化について
- 婦人関係資料シリーズ・参考資料
No.39 家事労働に関する世論調査

原稿募集

- 一、婦人少年局「は全国に広く取材して編集したい」と思っています。各地の婦人少年を代表する婦人少年者に関係ある諸機関の事実にもとづいた活動状況や事情のレポートをお待ちしています。
- 一、内容
○婦人少年局その他の関係機関の活動
○婦人少年局協働員のレポート
○地方で起った婦人少年局に関する諸問題(いずれもなるべく具体的に)
- 一、分量 四百字詰五枚以内
(但しまとまった研究物はこの限りではありません)
- 一、必ず原稿用紙を用いること
- 一、締切 毎月五日
- 一、掲載の分には謝謝を呈します
- 一、送り先 本会編集部

婦人少年局 第五巻

定価 五十円 千四百円
編集人 久米 愛子
発行人 平林 たい子
印刷人 石井 完一

婦人少年局 第五巻

発行所 婦人少年局
東京千代田区大塚二丁目七
電話九段(四) 九五九七
振替口座東京二〇七九一四

★ 職場に帰ることは解決せぬ

最近の婦人の雇用問題につき氏原正治氏は四月二十一日朝日新聞の「論壇」に大要次のような論文を寄せられた。

「戦争中絶がたつた女子の職業分野は戦後次第にせばめられ、ここ数年は、特にこの声が高い。男子より低年齢の定年制を設けようという試み、既婚者に対する退職勧告、女子採用の制限などの例が、大数の職場に見られる。その主旨は、男子と女子の職業分野の時代から、女子は「家庭に帰れ」というのである。しかし、労働力調査を見れば、十四歳以上女子人口の半数以上が収入のために働いている労働人口で、その数は千六百万に及んでいる。そしてその大部分は家族従事者や家内労働者である。したがって「家庭に帰る」ということは決して女子の職業労働からの解放ではなく、英は「よりき雇用分野」から「あしき雇用分野」への追放にほかならない。当節は婦人の民主主義的権利を語ることは、はたはるかなり、職場や家庭における「倫理」がとられる。私にはこのような倫理主義の中に婦人の民主主義の危機を感じるのである。」

二十五日、さきほ東京都において女子小中学校教員は身長一五〇センチ以上でないと採用しないと公示し問題となつたが、千葉市教育委員会でも「市内の小、中学校では原則として女子教員は採用しない」と発表し各方面の話題となつた。

働く少年少女の生活文募集

働く少年少女の皆さん！
今年も左の規定によつて生活文を募集します。すすんで応募して下さい。

規定

一、募集文の内容

誰でも働く生活には楽しみや苦しみがありますが、その中からあすへの希望がわき、意見も生れてくることでしょう。皆さんがどのように働き、どのように考え、どのような希望を持つてゐるかをわかりやすく書いて下さい。
(未発表のものに限ります)

二、原稿枚数

四百字詰原稿用紙 五枚以内

三、応募資格

十八才未満で働いている人（会社、工場、商店などに雇われている人ばかりでなく、商工業、農業、漁業などの自分の家の手伝いをしてゐる人、あるいは新聞配達、靴みがきなど自分で働いてゐる人等）

四、締切

昭和三十一年五月三十一日

五、選者

労働科学研究所長	桐原 分	見郎蔵子
日本作文の会委員	中国 平	
労働省婦人少年局長	谷 林	
	野 林	
	た 健	
	せ い	

六、賞

入賞五十名には、労働大臣賞状と賞品を贈ります。

七、入賞発表

十回働く少年少女の保護運動期間中（昭和三十一年十一月）に直接入賞者あてに通知する他、新聞、ラジオ等で発表します。

八、応募方法

(1) 作品の始めに次のことをはつきり書いて下さい。

イ、勤務先の所在地、名称、産業の種類
ロ、応募者の現住所、氏名（ふりがな）、生年月日、仕事の種類
ハ、匿名希望の有無

(例の一) 雇われている人の場合

イ、勤務先 ○○県○○市○○町○○番地
ロ、現住所 ○○県○○市○○町○○番地
ハ、署名 太 郎

(例の二) 家業に従事している人の場合

イ、現住所 ○○県○○郡○○町○○番地
ロ、署名 野 花 子

ハ、匿名希望なし（又は希望する）
昭和十三年九月十日生

(2) 送り先
県庁所在地の地方労働基準局内婦人少年室長あて

九、その他

応募した作品はお返ししません。
応募作品の著作権は労働省に属します。

主 催 労 働 省 1956年5月

新刊

五月初旬發賣！

明日をになうもの

労働大臣賞受賞

・働く年少者の生活文集・

B6判 152頁
定價 140圓
24圓

労働省婦人少年局が昨年度募集した働く少女の生活記録の中から五十篇を集録したものです。どの一篇も実生活からにじみ出したもので深い感動を覚えます。

発行所

東京都千代田区神田一ツ橋一ノ二

婦人少年協會

電話(33)九五九七・九五九八
振替東京一〇七九一四

買り切れないうちにお申込み下さい！

56,000円で

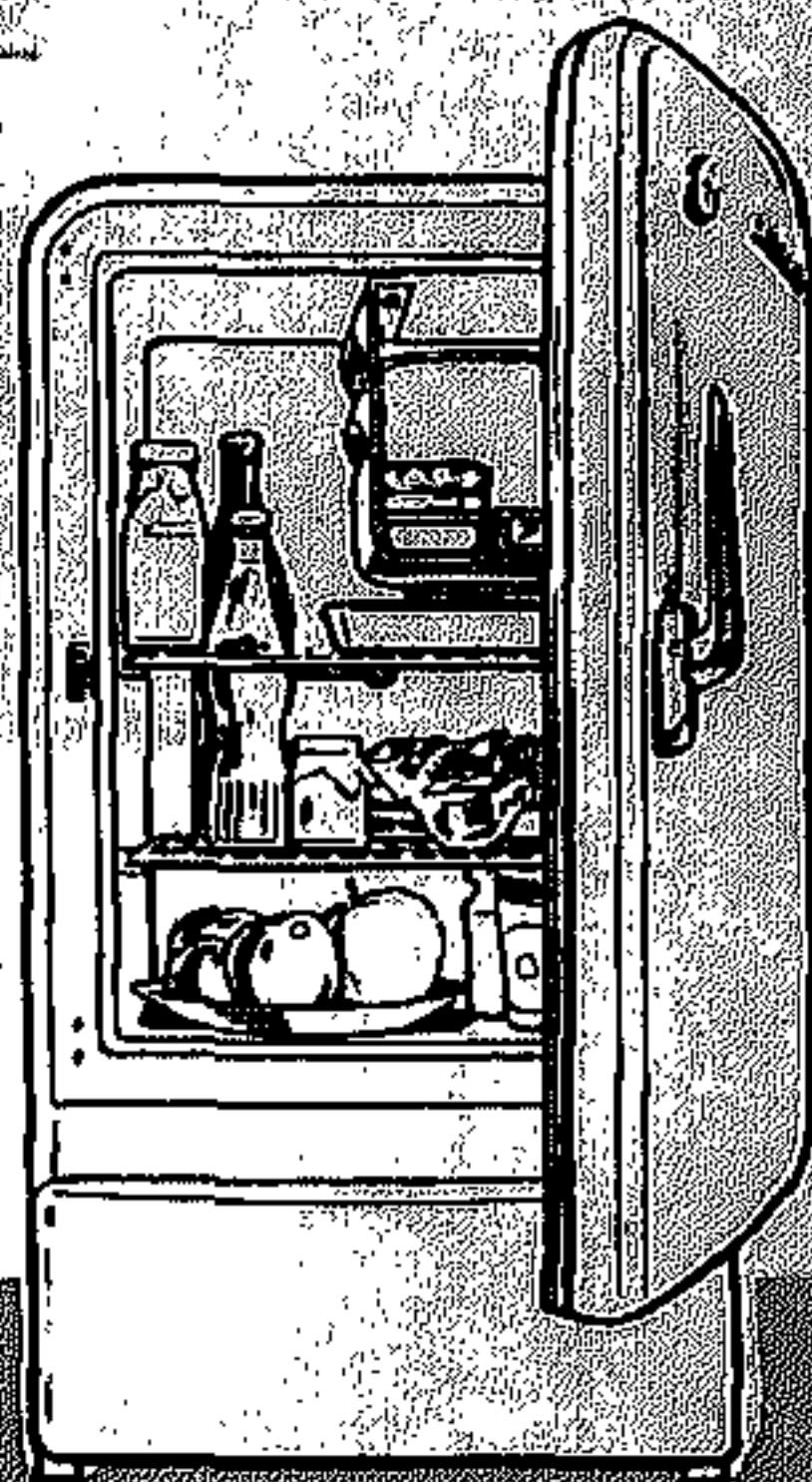
電気冷蔵庫が買えます

しかも5年間保証付！

昨年率仕の価格の小型日立電気冷蔵庫は圧倒的な御好評を頂きましたが、この御支援に応え本年は更に充実した普及型を56,000円という思い切った値段で発売致しました。

衛生的、経済的で一生重宝がられる日立電気冷蔵庫を、今年こそは是非お備えになつて下さい。

この普及型のほか日立では実用向な3立方呎、使つて便利な4立方呎、優美豪華な5立方呎、業務用に8立方呎のものを取揃えております。



JA 22型 正価 ¥56,000

日立電気冷蔵庫

日立家庭電器販賣株式会社

日立製作所

☆ラジオ放送「日立コンサート」日立劇場
☆テレビ放送「N-TVニュース」毎日正午より

昭和二十八年五月二十日第三種郵便物認可
昭和三十一年四月五日発行（毎月一回発行）

婦人・青少年者

第四巻 第四号 定価 50円（送料別）

品質日本一

と

ヤマサ醤油